

第45回関西広域連合委員会の結果概要について（報告）

平成26年5月22日に開催されました広域連合委員会について、結果概要を下記のとおり報告します。

（出席者）井戸連合長、仁坂副連合長、嘉田委員、山田委員、平井委員、飯泉委員、門川委員、植田副委員（大阪府）、田村副委員（堺市）、岸本部長（大阪市）、奥田部長（神戸市）

1 協議事項

（1）今夏の節電対策について（資料1 P3）

- ・昨年夏実績（平成22年度夏比11%減）以上の日常的な節電が着実に実施されるよう、ポスターや、HP、テレビ等による広報、チラシ等を活用した家庭・企業への働きかけ、「家族でお出かけ節電キャンペーン」の取組のほか、電力需給ひっ迫時における緊急メールの発信、節電の要請など、今夏の具体的な節電対策について決定された。

（2）平成27年度国の予算編成等に対する提案について（資料2 P15）

- ・平成27年度国の予算編成等に対する提案事項について、6月上旬の提出に向け最終確認を行い、決定された。

（3）新たな「国土のグランドデザイン」（骨子）に対する意見について（資料3 P39）

- ・新たな「国土のグランドデザイン」（骨子・国土交通省）について、5月20日に開催された近畿圏広域地方計画協議会幹事会における骨子の説明および意見交換を踏まえ、関西広域連合としての追加意見等を協議し、文書で意見を提出することが決定された。

（4）はなやか関西・文化戦略会議の設置・検討について（資料4 P47）

- ・有識者による「はなやか関西・文化戦略会議」を設置し、2020年東京オリンピック・パラリンピックや関西ワールドマスターズゲームズ2021などの開催に向けた関西文化の内外への発信強化について先行して検討を行うことや、これらの取組を進めるため、広域観光・文化振興局の体制を整備することについて提案があり、決定された。

2 報告事項

（1）国家戦略特区 指定区域における取組状況について（資料5 P49）

- ・国家戦略特区の現状と今後の予定について、5月12日の「国家戦略特別区域諮問会議」（内閣府）配付資料に基づき報告があった。

- (2) 「関西ワールドマスタースゲームズ2021」広報活動等について (資料6 P53)
- ・関西ワールドマスタースゲームズ2021の国内における周知と気運の醸成を図るための大会PR「チラシ」を作成したこと、企業協賛の募集を行っていくことについて報告があった。
- (3) 関西広域連合トッププロモーションについて (資料7 P67)
- ・訪日観光客が大幅に増加しているマレーシアを中心とした東南アジアにおいて、関西の魅力をアピールし、観光誘客を図るトッププロモーションを11月に行うことが報告された。
- (4) 「KANSAI 国際観光YEAR2014」関空旅博連携イベントについて (資料8 P69)
- ・「KANSAI 国際観光YEAR2014」のPR イベントを5月24日～25日に「関空旅博2014」と連携して関西国際空港において開催することが報告された。
- (5) 平成26年度「関西文化の日」の実施について (資料9 P71)
- ・毎年秋に実施している「関西文化の日」について、本年も11月に実施することおよび文化施設の参加登録募集(入館料を無料とする)を6月から行うことについて報告があった。
- (6) ドクターヘリ事業の取組について (資料10 P73)
- ・関西広域連合管内におけるドクターヘリ事業について、複数機のドクターヘリが補完し合う相互応援体制の充実を図るため、徳島県のドクターヘリと高知県のドクターヘリが相互乗り入れできるようにする協定を6月に結ぶことについて報告があった。
- (7) 6月臨時議会について (資料11 P75)
- ・6月28日に関西広域連合議会6月臨時会を開催することについて報告があった。
- (8) 四国新幹線シンポジウムの開催について (徳島県) (資料12 P77)
- ・徳島県から、四国新幹線やデュアル・モード・ビークル、新たな鉄道のあり方や鉄道の将来についてのシンポジウムを6月に開催することについて報告があった。

今夏の節電対策について

平成 26 年 5 月 22 日

関西広域連合

関西電力管内における今夏の電力需給については、一定の節電を見込んだ上で、他電力からの融通を受けて、はじめて最低限必要な予備率が確保される見通しである。

しかし、融通を受ける中西日本エリア・東日本エリア全体の予備率が昨夏を下回っていることや、火力発電所の計画外停止のリスクが全国的に高まっていることなどから、関西の電力需給は昨夏より厳しい状況にある。

このため、関西広域連合としては、今夏を通じて電力需給がひっ迫することのないよう、府県民や事業者の皆様に対し、昨夏実績以上の日常的な節電を着実に実施していただくよう、呼びかけていく。

今夏の節電の呼びかけ内容

昨夏実績以上の節電の実施

○ 昨夏の節電実績：平成 22 年度夏比 1.1% 減

- 期間：平成 26 年 7 月 1 日（火）～平成 26 年 9 月 30 日（火）の平日
（8 月 13 日（水）～15 日（金）を除く）
- 時間：9：00～20：00
- 留意事項

〔家庭〕

- ・ 高齢者や乳幼児、体調が悪い方のおられるご家庭には、熱中症など健康上の支障をおよぼさない範囲での節電をお願いする。

〔産業・業務〕

- ・ 産業活動や病院、福祉施設、鉄道などのライフライン機能、都市機能等の維持に支障を生じない範囲での協力をお願いする。

1 広報・周知等

統一したロゴマーク（別添1）を活用し、関西が一体となって積極的に節電を呼びかける。

(1) 全般

- ・テレビ、ラジオ、広報紙、ホームページ、メルマガ等による広報（節電要請期間前に一斉、期間中は適宜）
- ・節電を呼びかけるポスター（別添2）の公共交通機関や集客施設と連携した広報・周知
- ・関西夏のエコスタイルの推進

(2) 家庭への働きかけ

- ・効果的な節電メニューをわかりやすく示した節電チラシ（別添3）の作成、ホームページ掲載、配布
- ・街頭啓発、キャンペーンの実施、各種イベントとのタイアップ等によるPR
- ・企業の従業員家庭への働きかけ（関西経済連合会との連携事業）
- ・節電・省エネ対策への補助・融資制度などのPR

(3) 産業、業務部門への働きかけ

- ・効果的な節電メニューをわかりやすく示した節電チラシ（別添4）の作成、ホームページ掲載、配布
- ・会報誌等への節電要請の掲載や節電チラシの配布等（経済団体、業界団体、商工会議所等との連携事業）
- ・節電・省エネ対策への補助・融資制度などのPR

2 家族でお出かけ節電キャンペーン

- ・昨夏（1556施設）以上のキャンペーン参加施設数を目指して取り組む
- ・高齢者福祉施設等との連携や、ご家庭・ご近所でのクールシェアの推進など、地域ごとに工夫を凝らして実施
- ・キャンペーン協賛施設等における節電ポスター掲示等による啓発の推進
- ・統一したキャンペーンキャラクター（別添5）を使用するとともに、ポスター、チラシ（別添6、7）の、電車バス等の公共交通機関と連携した広報・周知
- ・公共交通機関の利用の呼びかけ
- ・環境省の地球温暖化防止国民運動事業が推進する「クールシェア」との連携による周知の強化

3 構成府県市の率先的な取組み事例

- ・ 電力使用量の削減（照明やエレベーターの間引き、空調温度管理の徹底など）
- ・ LED照明やLED信号機等、省エネタイプの機器の率先導入
- ・ 見える化設備やBEMSの導入、省エネチューニング等による電力需要の抑制
- ・ 関西夏のエコスタイルの徹底
- ・ その他ノー残業デーの徹底、サマータイムの実施 など

4 電力需給ひっ迫時の対応

万一の電力需給ひっ迫時における市町村、府県民、関係機関等への緊急メールの発信、節電の要請等。

5 関西電力との連携

- ・ 電力需給の次週予測とその実績の報告
- ・ 最大電力と気温の推移や、用途別・地域別の電力量実績の定期的な報告
- ・ 供給力に支障をきたすトラブルの発生等の連絡（発生次第）

[参考：関西電力の主な取組]

○ 日常的な取組

- ・ 関西電力管内全自治体への今夏の需給および対策の説明の実施
- ・ 自治体及び近畿経済産業局と連携した節電PRの実施
- ・ 火力発電所における設備更新工事の前倒しや火力発電設備の保守等の強化（異常兆候の早期発見・計画外停止時の早期復旧等）
- ・ ホームページやフェイスブック、検針票裏面等を活用した節電のお願いや、ホームページ等による電力需給状況のお知らせ
- ・ 電気使用量のお知らせサービス（はぴeみる電）の登録者拡大による節電・省エネの促進
- ・ 計画調整特約によるピーク時の負荷調整等

○ 需給ひっ迫時の取組

- ・ 需給ひっ迫メールによる自治体・顧客への周知
- ・ 卸電力取引所からの調達や他電力会社からの更なる応援融通など、供給力の最大限の確保
- ・ 瞬時調整特約を活用した需要抑制
- ・ 通告ネガワット特約を活用した需要抑制
- ・ BEMSアグリゲータとの協業による需要抑制

別添1 「みんなで節電アクション」ロゴマーク



みんな



関西広域連合 Union of Kansai Governments

滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・和歌山県・高知県・徳島県
京都市・大阪市・堺市・神戸市で構成しています。

節電

省エネの設備品
28%

アクション!

着実な節電にご協力をお願いします!

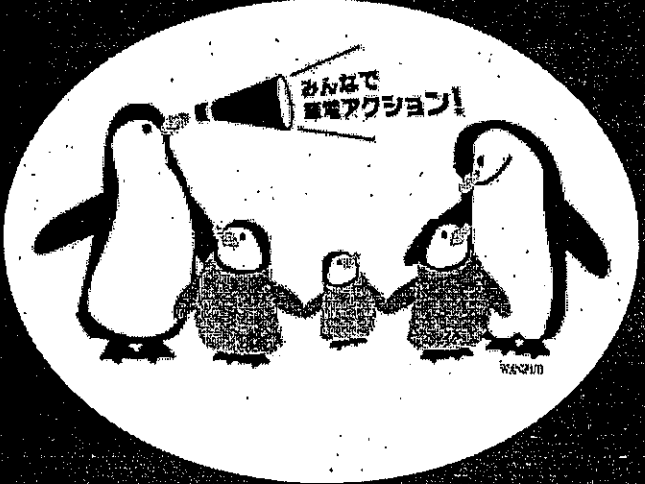
今夏の関西の電力事情は、
昨夏より厳しい状況が見込まれて
います。

皆様には、日常の業務や生活
に支障をきたさない範囲で、
昨夏実績(*1)以上の節電に
取り組んでいただきますよう、
よろしくお願いします。

● 平成26年7月1日(火)～平成26年9月30日(火)の平日(*2)

*1：平成22年度比11%減

*2：8月13日(水)～15日(金)を除く9:00～20:00



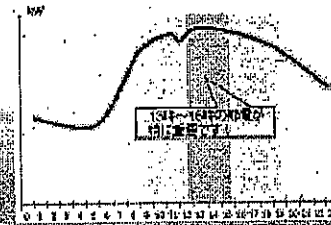
みんなで節電アクション! (夏のご家庭編)

この夏、電気の供給力は、全国的に見ても昨夏より厳しい状況です。関西電力管内では、他電力からの融通などを見込んだ上で必要な電力は確保される見通しですが、発電所でのトラブル発生の可能性などもあり、決して余裕がある状況とはいえません。府県民の皆様には、日常生活の中で可能な節電を着実に実施していただきますよう、ご協力をよろしくお願い致します。

今夏の節電のお願い

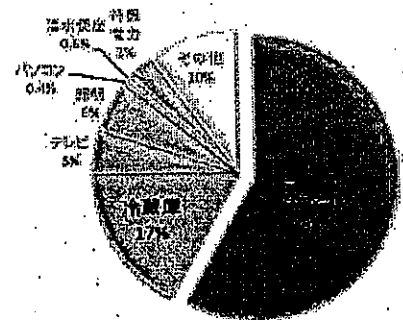
- ◎内容：昨夏実績以上の節電の実施
(※昨夏の節電実績：平成22年度夏比1.1%減)
- 期間：平成26年7月1日(火)～平成26年9月30日(火)の平日
(8月13日(水)～15日(金)を除く)
- 時間：9:00～20:00
- 留意事項

・高齢者や乳幼児、体調が悪い方のおられるご家庭には、熱中症など健康上の支障をおよぼさない範囲での節電をお願いします。



〔日常的な節電の事例とその効果〕

- エアコンの設定 26℃ ⇒ 28℃ 10%
- すだれなどで日差しを和らげる 10%
- エアコンを消し、扇風機を使用 50%
- 不要な照明を消す 5%
- 冷蔵庫の設定を「強」から「中」にし、扉を開ける時間や詰込を減らす 2%
- テレビは省エネモード設定、画面の輝度下げ、不要時は消す 2%



在宅世帯の夏の昼間(14時頃)の電気機器の使用例 【資源エネルギー庁推計】

〔中長期的な節電・省エネの方法〕

- 省エネ性能の高い家電製品、LED照明への買い替え
- 二重窓にするなど住宅の断熱性能の向上
- 太陽光発電や家庭用燃料電池の導入

「家族でお出かけ節電キャンペーン」にも、ぜひご参加ください!



夏の昼間、ご家族全員で身近な施設等にお出かけいただくことにより、ご家庭での電力消費を削減する取組です。

省エネ型ライフスタイルの定着に向けて、



滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市で構成しています。

みんなで節電アクション！(夏の産業・業務編)

この夏、電気の供給力は、全国的に見ても昨夏より厳しい状況です。関西電力管内では、他電力からの融通などを見込んだ上で必要な電力は確保される見通しですが、発電所でのトラブル発生の可能性などもあり、決して余裕がある状況とはいえません。事業者の皆様には、日常業務の中で可能な節電を着実に実施していただきますよう、ご協力をよろしくお願い致します。

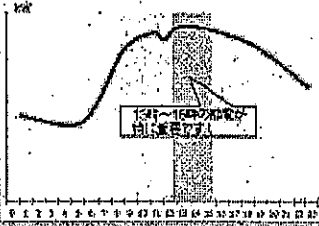
今夏の節電のお願い

◎内容：昨夏実績以上の節電の実施
 (※昨夏の節電実績：平成22年度夏比1.1%減)

○期間：平成26年7月1日(火)～平成26年9月30日(火)の平日
 (8月13日(水)～15日(金)を除く)

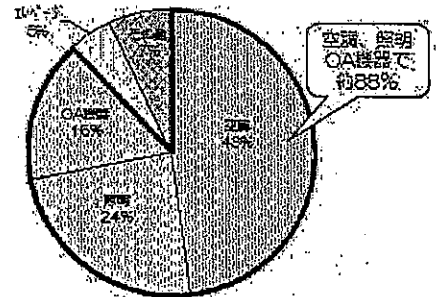
○時間：9:00～20:00

○留意事項
 ・産業活動や病院、福祉施設、鉄道などのライフライン機能、都市機能等の維持に支障を生じない範囲での協力をお願いします。



【日常的な節電の事例とその効果】

- エアコンの設定 26℃ ⇒ 28℃ 4%
- 使用していないエリアの冷房を停止 2%
- 執務エリアの照明を間引き
 1割の間引きにつき 2～3%
- 使用していないエリアの消灯を徹底 3%
- 長時間の離席時の、OA機器を電源OFFかスタンバイモードにする 3%



【中長期的な節電・省エネの方法】

- 省エネ性能の高い機器への買い替え・リース替え
- 自然光の取り入れ、照明のLED化
- 太陽光発電やコージェネレーションシステムの導入
- BEMSによる見える化・エネルギー管理

一般的なオフィスビルにおける用途別電力消費比率。【資源エネルギー庁推計】

「関西夏のエコスタイル」にも、ご協力をよろしくお願い致します！
 職場や会議における「軽装」などを奨励する取組です。



省エネ型ビジネススタイルの定着に向けて、



滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、
 京都市、大阪市、堺市、神戸市で構成しています。

別添5 「家族でお出かけ節電キャンペーン」キャンペーンマーク



関西広域連合
Union of Kansai Governments

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、
京都府、大阪府、堺市、神戸市で構成しています。

家族でお出かけ 節電キャンペーン

家族でお出かけ
楽しいね！

WANPUG

お家のエアコンをOFFにして、
お得で楽しいワークスペースに出かけよう！

平成26年7月～9月

見る！

美術館や博物館では割引や
入館無料も！

買う！

百貨店やショッピングモール
で割引サービスを使って
お買い物♪

食べる！

飲食店・割引等、サービス満載
のレストランがいっぱい！

遊ぶ！

プールや遊園地で特典付き
チケット等を販売！

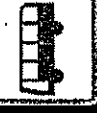
キャンペーン実施施設など、詳しい情報はホームページで♪

H26みんなで節電

検索



お出かけには、公共交通機関(電車・バス)のご利用をお願いします。





お家のエアコンを
OFF にして!



WANPUG

見る!

美術館や博物館
では割引や入館
無料も!

買う!

百貨店やショッ
ピングモールで、
割引サービスを使っ
てお買い物♪

食べる!

飲食代割引等、
サービス満載の
レストランが
いっぱい!

遊ぶ!

プールや遊園地で
特典付きチケット等
を販売!

※ キャンペーンの詳細内容は各施設により異なります

家族でお出かけ 節電キャンペーン

キャンペーン期間：平成26年7月～9月

キャンペーン参加施設・店舗では、お得な特典やプレゼント、イベントなどのサービスがいっぱい!
お家のエアコンをOFFにして、お得で楽しいクールスポットに出かけよう!

キャンペーンについての詳しい情報はホームページで!!!

H26 みんなで節電

検索



お出かけには、公共交通機関(電車・バス)のご利用をお願いします



<お問い合わせ先>

関西広域連合本部事務局エネルギーPT

TEL: 06-4803-5604 FAX: 06-6445-8540

E-mail: webmaster@kouiki-kansai.jp

関西広域連合
Union of Kansai Governments

滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・和歌山県・鳥取県・徳島県
京都市・大阪市・堺市・神戸市で構成されています

徳島夏のエコスタイル！

攻めの省エネ！
賢い省エネ！

ライフスタイルの
転換へ！

徳島から提案！
関西広域連合へ！



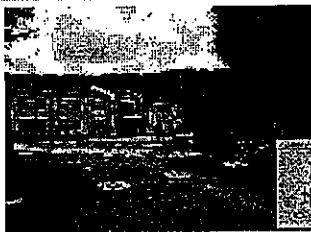
(取組み例)

◆家族でおでかけ・節電キャンペーン◆

◆徳島県版サマータイム「あわ・なつ時間」◆



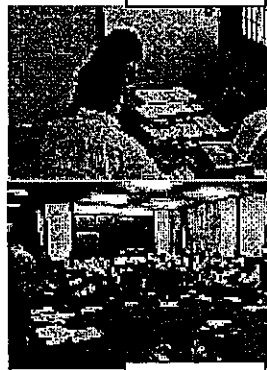
スマート社会づくり徳島モデル事業



省エネと蓄エネで
地域の電源確保！



省エネ診断



地元説明会

点の取組み

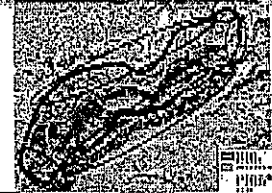
面の取組み

地域の取組みへ

徳島県電気自動車(EV)災害対応モデル事業

地震から4日後でも47%・約20万件の「高い停電率」、
その大部分が沿岸部に集中

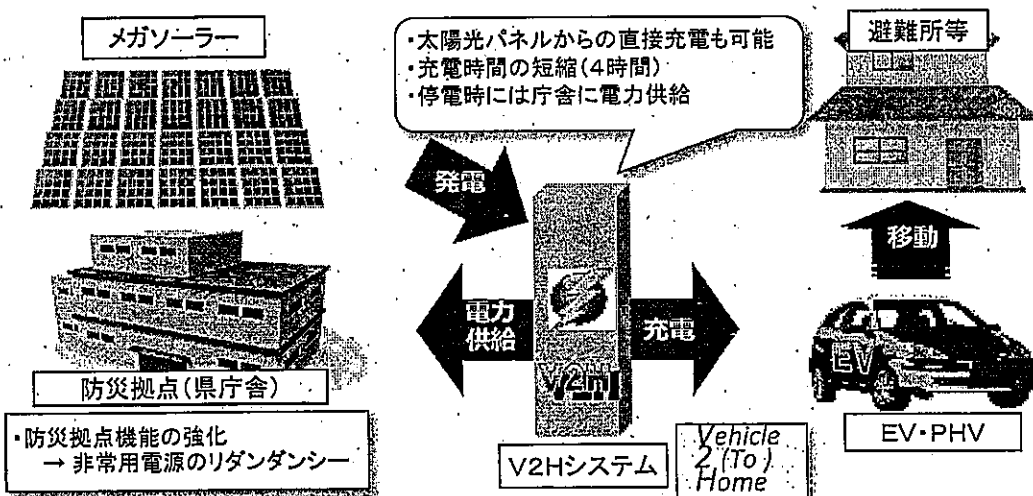
南海トラフ巨大地震を想定



徳島県における新たな取組み

徳島県電気自動車(EV)災害対応モデル事業

～動く蓄電池として「EV」の機能を最大限活用～



一石二鳥三鳥のメリットを生むEVの活用を推進！

平成27年度
国の予算編成等に対する提案

平成26年 月

関西広域連合

目 次

I	地方分権改革の推進	1
II	広域連合制度の充実	5
III	双眼構造の経済の構築	6
IV	首都機能バックアップ構造の構築	7
V	国家戦略特区をはじめとする特区等を活用した関西の活性化	10
VI	社会基盤の構築	13
VII	南海トラフ巨大地震や大規模風水害等大規模災害への対応	17
VIII	原子力発電所の安全確保	22
IX	エネルギー政策・地球温暖化対策の推進	27
X	広域観光・文化振興の推進等	31
XI	攻めの農林水産業の確立	33
XII	ドクターヘリへの安定的な通航体制の確保	35
XIII	微小粒子状物質 (PM2.5) 対策の推進	36
XIV	新型インフルエンザ対策等の強化	38
XV	東日本大震災に関する被災地支援等	40
XVI	関西ワールドマスターズゲームズ2021への支援	42

関西広域連合は、府県域を越える広域課題に取り組みことはもとより、地方分権の突破口を開き、わが国を多極分散型の構造に転換することを目指し、複数府県による全国初の広域連合として、平成22年12月1日に設立しました。現在は、関西圏の4政令市も加わり、11の構成府県市による広域行政体として広域防災、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域医療、広域環境保全、資格試験・免許等並びに広域職員研修の7つの分野の事務及び国の出先機関の地方移管の早期実現に向けた取組を行っています。

また、東日本大震災の発生により、企業の生産停止の連鎖が全国、世界へ広がるなどわが国の一極構造の脆さが浮き彫りになり、国と地方のあり方、経済社会のあり方、エネルギー政策等について大きな変革を迫られるなか、関西広域連合では、東京一極集中を解消するための複数の国土軸を見据えた双眼型の経済社会・社会基盤のあり方や、中長期的なエネルギー政策等にも取り組んでいます。

つきましては、関西広域連合として、平成27年度の国の予算編成等において、特に重要と考える項目について提案いたしますので、ご配慮をお願いいたします。

平成26年 月

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂吉伸
委員	滋賀県知事	嘉田由紀子
委員	京都府知事	山田啓二
委員	大阪府知事	松井一郎
委員	鳥取県知事	平井伸治
委員	徳島県知事	飯泉嘉門
委員	京都市長	門川大作
委員	大阪市長	橋下徹
委員	堺市長	竹山修身
委員	神戸市長	久元喜造

I 地方分権改革の推進

【担当省庁】内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

現在の我が国の不透明感や閉塞感を打破し、国民が求める成長と豊かな社会を実現していくためには、地方分権改革を進めることにより、我が国の統治構造を中央集権ではなく自立分権型に変えていくことが不可欠である。

このような認識の下、関西では、国と地方の二重行政を解消し、地域における広域課題を自らの意思と責任で解決するため、府県・政令市による全国初の広域連合を設立し、関西における府県域を越える広域事務を推進するとともに、国出先機関の受け皿としてその移管を強く求めてきた。

関西広域連合としては、これまでの地方分権改革の成果を踏かしつつ、今後も改革を着実に進捗させることが必要と考えており、次のとおり提案する。

1 国と地方の関係の再構築

現在の国と地方の関係は、責任と負担の所在が必ずしも一致しないなど、相互依存もたれ合いの状況にある。この関係から脱却し、真の地方分権型社会を目指すのであれば、国と地方の関係を再構築する必要がある。

その際、全国的な統一性の確保が必要なのは国が担い、それ以外のものは財源も移譲した上で全て地方が担うという自己責任の原則による役割分担を、地方と十分協議しながら明確にすること。

2 国出先機関の地方移管の強力な推進

これまで地方が政府とともに真摯に進めてきた改革の歩みを止めてはならない。現政権が政権公約に掲げた道州制を見据えるならば、とりわけ、国出先機関の地方移管を強力に推進するとともに、中央省庁の事務・権限についても地方に委ねるべきものは積極的に移譲すること。

現任、政府の地方分権改革有識者会議においては、地方に対する権限移譲に係る議論が行われているが、既に広域自治体として実体を備え、広域的行政課題への対応に実効を重ねている関西広域連合を、早急に国からの権限移譲の対象に加え、検討を進めること。

また、新たな局面を迎える地方分権改革において、地方の発意に根ざした取組を推進する新たな手法として導入された「提案募集方式」について、関西広域連合からの提案が行われたときは、提案の実現に向けて真摯に対応すること。

3 道州制検討に対する政府の基本的な考え方の明確化

道州制は、我が国の統治機構を抜本的に見直すものであり、地方の意見も十分に反映させながら国民的議論が展開されるべきである。

そのため、地方公共団体をはじめとする多くの関係者が共通イメージを持ったうえで国民的議論を呼び起こすためにも、次のような制度の根幹的内容については、その概略や方向性を早急に明確にしたうえで、国民会議での調査審議を行うべきである。

(1) 我が国の中央集権体制を見直し、分権型社会を構築するという本来の目的を見失わないこと。

(2) 国・道州・市町村の役割分担について、抽象的な整理ではなく、具体的に明らかにすること。特に、内政において国が引き継ぎ担う役割は限定列挙すること。

(3) 中央政府省・国の出先機関の解体再編や国会のあり方など我が国の統治機構全体を見直すのか明らかにすること。

(4) 現行の市町村を一定の規模を持つ新たな「基礎自治体」に合併・再編することを想定し、その権限を強化することを前提としているのなら、そのための枠組みを示すこと。

(5) 現行の市町村を前提とするのであれば、地理的・歴史的・文化的条件などにより、十分な権限を発揮できない団体も生じると考えられるが、その補完の仕組みについて検討すること。

(6) 政令市をはじめとする大都市については、特別な制度の適用を含め、道州との関係について明確にすること。

また、今後の道州制の検討に当たっては、地方分権改革の原点に立ち返り、地方の意見を最大限反映する必要がある。このため、「道州制国民会議」など検討のための組織が設置された際には、関西広域連合の参加を可能にすること。

4 安定的な分権型地方税財政制度の構築

臨時財政対策債への依存など、常態化している地方の財源不足を解消し、持続的な財政運営を可能とするため、国と地方の税源配分の見直しとあわせ、地方交付税の法定率の引き上げや、所得・資産・消費のバランスのとれた税制の構築など分権型の地方税財政制度の構築に取り組むこと。

(1) 地方一般財源総額の確保

地方から日本の経済再生を図ることができるよう、地域の経済雇用対策、防災・減災対策の推進など、喫緊の課題に地方が機動的に対応できるように必要な地方の一般財源総額を確保すること。

(2) 地方自治の本旨に則った地方交付税措置

地方公務員給与削減を前提とした地方交付税措置など、国が一方的に地方固有の財源である地方交付税を削減する行為は、地方分権に逆行するものであるため一切行わないこと。

併せて、「南関東地方」の支援という名目で、行政改革の努力の成果を地方交付税の算定の指標とするなど、地方交付税を国の政策誘導手段として利用することがないよう留意すること。

(3) 地域の活性化の取組を実施するための財政措置の継続

平成 26 年度地方財政計画では、地方一般財源総額は前年度に比べ 0.6 兆円増額されたものの、給与費の復元分を考慮すれば実質的には減額である。また、緊急防災・減災非業務費や地域の元氣創造事業費は増額されたものの、地方が維持を求めていた地方財政計画の蔵山特別枠や地方交付税の別枠加算は減額された。

地域経済は持ち直しの気配が見られるものの、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しく、安定的な雇用も十分確保されていない状況であり、地域の活性化に取組むための財政措置を継続すべきである。

なお、地方交付税の見直しを行う際には、「国と地方の協議の場」の議題とするとともに、「地方税財政分科会(仮称)」を設置し、国と地方の協議を十分に経ること。

(4) 消費税・地方消費税の税率引き上げに伴う課題への対応

段階的に税率が引き上げられることに伴い、低所得者層及び中小事業者への配慮、地域経済対策の充実などについて、今後、国と地方とが相互に協力しながら対応すること。

また、軽減税率制度の導入に当たっては、財源の問題をはじめ、その導入に当たった様々な課題について、地方団体の意見を踏まえながら検討を行うこと。

(5) 地方法人特別税の抜本的な見直しと税源の偏在性の是正

地方法人特別税はあくまで暫定的な措置として導入されたものであるため、税制の抜本的改革による地方消費税の引き上げ等により、地域間の偏在性が小さく安定的な高い地方税体系の確立を図ること。

(6) 法人実効税率の見直し等における代替財源の確保

経済対策として投資減税や法人税の実効税率引き下げを行う場合には、地方交付税並びに、法人住民税及び法人事業税についても影響を受けることから、地方財政に影響を与えないよう、必要な代替財源を確保すること。

(7) 自動車取得税等の見直しにおける代替財源の確保

自動車取得税及び自動車重量税は、偏在性が小さく、地方にとっては重要な財源であるため、更なる見直しに当たっては、代替財源を確保し、地方財政に影響

を及ぼさないよう地方の意見を十分に踏まえ、引き続き特設の配賦をすること。

(8) 償却資産に係る固定資産税の堅持

償却資産に係る固定資産税については、償却資産の保有と市町村の行政サービスとの受益関係に着目して課税することから、現行制度を堅持すること。

(9) ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在地の財政需要を随う重要な財源であることから、現行制度を堅持すること。

II 広域連合制度の充実

【担当省庁】内閣府、総務省

関西広域連合は、現行の地方自治法に基づく広域連合制度を活用し、広域行政を担う責任主体として府県・政令市では受けることのできない広域的な事務・権限の受け皿となることを目指している。

2府5県4政令市を構成団体とする関西広域連合において、地域の実情に応じ、迅速かつ柔軟な組織運用ができるよう、広域連合制度について、次のとおり提案する。

1 規約変更手続きの弾力化

広域連合が処理する広域行政課題の変化に的確かつ迅速に対応できるよう、規約変更に関する総務大臣許可の際に必要なとなる国の関係行政機関の長との協議を廃止するなど、規約変更手続きの弾力化を図ること。

2 国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大

広域連合が国に移譲を要請することができる事務については、広域連合に密接に関連する事務に限定されているが、ブロック単位で設置された国の行政機関を概ねその区域に含める広域連合には、当該広域連合が求める当該行政機関の事務もその対象とする。

3 広域連合への負担金に関する地方財政措置

広域連合が処理する広域非業に必要な経費として構成団体が拠出する年度ごとの負担金(分賦金)について、新たな行政需要に要する経費として地方財政措置を行うこと。

4 地域ブロックを対象とする国の政策に関する広域連合意見の反映

広域連合の区域と関連する地域ブロックを対象とする国の計画の策定や施策の企画、事業実施等に際し、その検討段階から広域連合の意見を的確に反映するよう、法令上の手続きを明確にするなど、新たな仕組みを構築すること。

III 双眼構造の経済の構築

【担当省庁】内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省

東日本大震災の影響は、被災地及び被災地にある企業のみならず、サプライチェーンの切崩しにより、わが国はもとより世界中の企業にも及び、単眼型、一極型の経済社会構造の脆弱性を顕在化させた。

今後、国内における双眼型、多極型の経済、産業、社会の諸機能の配置を進めるとともに、グローバルレベルでの安定的な生産・供給体制の構築も図る必要があることから、次のとおり提案する。

1 双眼型、多極型の産業再配置と事業継続力の強化

東日本大震災により、リスク分散の必要性が広く認識され、柔軟で復元力に富んだ、災害等のダメージが連鎖しにくい産業構造が求められている。

わが国企業が生産活動や研究開発を国内で継続できるよう、東日本と西日本双方での製品開発拠点を整備(デュアルシステム)や生産活動のバックアップ機能整備などを進め、国内再配置の促進に向けた制度の創出、また、各地域での課題解決に向けた高度かつ専門的な人材育成・確保等が必要であるため、以下の措置を講じること。

・ 交通・物流機能や情報通信機能など、社会基盤インフラにおける多極的ネットワークとわが国産業活動の継続性向上に向けた、国土政策・産業政策の展開
・ 企業の事業継続計画(BCP)の策定に向けた働きかけと支援

・ 企業、大学・研究機関等のデータベースセンターの分散化促進

・ 産学官が連携した人材育成・確保への支援

2 国内事業所の再編とグローバルなサプライチェーンの安定化

東日本大震災を契機に、企業は部品調達先の多極化を目指しているが、国内での災害リスクを懸念するあまり、生産拠点を海外に集中させることは、国内産業の空洞化のみならずかえってアジア経済圏全体の不安定化をもたらす。わが国のバランスの取れた産業配置による安定供給体制の構築が、アジア経済圏の安定にもつながることから、わが国の立地環境をさらに向上させ、国内での拠点整備や外国企業の誘致をさらに促進することが必要であるため、以下の措置を講じること。

・ サプライチェーン多元化に係る民間投資を促進するための税制措置及び助成措置の実施

・ 国内における立地環境の整備に対する重点的支援の実施

・ アジア拠点化戦略の推進など外資系企業に対する優遇・支援措置の一層の拡大

IV 首都機能バックアップ構造の構築

【担当省庁】内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省

わが国の中枢機能は首都圏に一極集中しており、ひとたび非常事態が生じた場合、機能麻痺に陥ることになる。このため、首都にいかなる事態が発生しても、首都中枢機能が継続できるよう、皇室の安心・安全や政治、外交、行政、経済等の機能について、平時から地方に機能・権限を分散することも含め、必要な措置を講じておくことが国家の危機管理として急務である。

平成25年12月に首都直下地震対策特別措置法が施行されたことを受け、平成26年3月には、切迫性の高いM7クラスの地震を想定した政府業務継続計画（首都直下地震対策）が策定されたところであるが、東京圏外の政府の代替拠点の在り方等については今後の検討課題とされており、これまで関西広域連合が提案してきた内容がまだ十分に反映されておらず、国土全土を視野に入れたバックアップ構造構築のために東京圏外の代替拠点についても、早急に検討を進めるべきである。

大阪をはじめとする関西は、首都圏と同時に被災せず、京都御所があること、既に国の地方支分部局が集積していること、首都圏や国内外との交通輸送手段や情報通信機能が充実していること、外交を担う機関、日本銀行、企業本社や報道機関等の民間中枢機関、大学・研究機関の充実や知の集積が図られていること、阪神・淡路大震災での経験を通じた知見・ノウハウを有し、東日本大震災時にいち早くカウンタースーパー方式による被災地支援を行った実績をもつ関西広域連合をはじめ、官民あがいで積極的な協力、応援体制が得られることなど、バックアップ機能を担ううえで最適な都市圏であることから、次のとおり提案する。

1 首都機能の関西における具体的な代替対応の明確化

首都圏で非常事態が生じた場合に備え、首都中枢機能の関西への配属等、国として早急に代替対応や拠点機能整備に向けた具体的な検討を行うこと。

そのため、当面の措置として、首相官邸の災害対策本部機能を代替、支援、補助できるバックアップ拠点を、大阪をはじめとする関西に整備し、首都圏の復旧・復興や二次災害の抑制に向けた人的・物的支援体制の構築を図り、さらに国際競争力の低下を抑制する観点からも、通常業務の継続を図る仕組みを構築すること。

2 国全体の業務継続計画（BCP）策定とその推進

政府業務継続計画（首都直下地震対策）が策定されたが、M7クラスの被害を想定しており、東京圏外の代替拠点の在り方等は今後の検討課題とされている。首都圏にいか

なる災害が発生しても政府機能が麻痺することがないよう、東京圏外の代替拠点についても早急に検討を進め、大規模災害への対応が可能となる「関西」の位置づけを明確にした国会、各府省を含めた国全体の業務継続計画を策定するとともに、放送、通信、交通・物流といった指定公共機関をはじめ、民間事業者の事業継続計画等との整合性を確保し、官民協働により適切かつ迅速に計画を推進すること。

なお、東京圏外でのバックアップにあたっては、これを想定した職員の移動手段、既存の庁舎、設備及び資機材の活用、宿泊施設等の確保に係る具体的なオペレーションを検討のうえ、必要な容量や代替性の確保に向けた輸送計画等を策定すること。

3 バックアップ構造の構築の法律等への明記

関西が首都中枢機能バックアップエリアとしての役割を担うことを、国土・防災・有事に関する法律や計画等に位置づけること。

4 皇室の安心・安全

日本の大切な皇室の安心・安全と永続を実現するために、皇族の方々に京都にお住まいいただくこと。

5 民間企業等のバックアップ構造の構築等

首都中枢機能停止時のバックアップ先を具体的に計画している企業の約7割が関西を候補地にあけており、全国レベルの経済団体や民間企業等の本部・本社機能のバックアップの関西での確保と事業継続を支援すること。

さらに、民間企業の取り組んでいる権限移譲や機能分散を平時から推進し、企業活動について、東日本と西日本でそれぞれ独立しながら、補充しあえるデュアルシステムの構築を働きかけること。

6 首都機能バックアップの平時の備え

平時より、非常事態を想定した備えとして、国会審議や各府庁の業務を一定期間、関西で実施するなど、首都機能バックアップに必要な人材の育成・確保、訓練等の社会実験を計画的に行うこと。

実施にあたっては、行政ならびに指定公共機関や業界団体等の関係機関、ライブラリー・インフラ事業者等も交えたものとし、国全体の事業継続計画の点検・見直しを行い、実効性を確保すること。

7 国での検討の更なる具体化

首都圏に大規模災害等が発生した場合、立法・行政中核機能に加えて、東日本大震災発災時と同様に民間企業や各国大使館等が他地域にシフトすることが想定され、業務スペースや滞在スペースを大量に確保する必要があることから、政府業務継続計画（首都直下地震対策）において、東京圏外での代替拠点として、大阪など6都市を念頭に検討されることとなっているが、代替拠点は都市ではなく、圏域で検討すべきである。

その際、関西は、京都府所があることや中核的な機能が集積し、大規模な会議場をはじめ宿泊・居住機能のストックが厚いこと、関西広域連合や経済界など官民挙げての応援体制が得られることなど、様々な状況に柔軟に対応することが可能であることから、代替拠点として最適な都市圏であるため、「関西」を念頭に更なる具体化を行うこと。

8 国土の双眼構造の構築

関西が有する首都中核機能の代替性をより効果的に発揮するため、リニア中央新幹線の全線同時開業や北陸新幹線の大阪までの早期開業をはじめとする高速鉄道網の整備促進等による太平洋側及び日本海側の国土軸など多軸型国土の形成や、高速道路ミッシングリングの解消等による物流ネットワークの複線化を進め、交通・物流機能や情報通信機能等社会基盤の充実、強化を図るとともに、危機管理の観点に加え、わが国の成長戦略の観点からも、関東と関西の双方に政治、行政、経済の核が存在する双眼構造への転換をめざした国土政策、産業政策を進めること。

（参考）首都圏被災時に関西が果たしうる役割（例）

- ① 皇室の安心・安全の確保（京都御所、宮内庁京都事務所等）
- ② 災害対策司令塔機能（大阪合同庁舎4号館、国の地方支分部局の集積等）
- ③ 金融中核機能（日本銀行大阪支店、全銀システム大阪センター、大阪取引所（日本取引所グループ）等）
- ④ ビジネス中核機能（企業本社の集積、バックアップオフィスとなるビルやホテル等）
- ⑤ 国内外への情報発信機能（NHK大阪放送局、各新聞社大阪本社等）
- ⑥ 交通・物流中核機能（関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、阪神港等）
- ⑦ 緊急対応や復旧・復興の支援拠点機能（人と防災未来センター等の防災関係機関）
- ⑧ 外交窓口機能（総領事館、外務省大阪分室等）
- ⑨ 研究機関や知的集積機能（関西文化学術研究都市、国立国会図書館関西館等）
- ⑩ 広域連携機能（関西広域連合等）

V 国家戦略特区をはじめとする特区等を活用した

関西の活性化

【担当省庁】内閣官房

豊かな歴史・文化資源や個性的な都市圏など、首都圏とは異なる強みをもつ関西は、とりわけライフサイエンス・新エネルギー分野において、企業はもとより、大学や研究機関、最先端科学技術基盤等が多く集積している。基礎から臨床研究、実用化へとつなげる高いポテンシャルをもとに、産学連携による様々な研究プロジェクトも着実に進みつつある。

政府は、日本経済の再生に向け、経済社会の風景を变える大胆な規制・制度改革を実行していくための突破口として国家戦略特区となる6つの指定地域を決定した。

「再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化」と「チャレンジング人材の集まるビジネス環境を整えた国際都市の形成」を目標とし指定された関西圏は、実効性ある規制改革・特定事業の実施に向け、国家戦略特別区域計画の策定を進めている。

また関西広域連合域内では、関西イノベーション国際戦略総合特区、7つの地域活性化総合特区、4つの環境モデル都市が指定を受け、それぞれの計画事業を着実に進めているところである。

関西広域連合としては、特区制度や規制改革の拡充・推進が、我が国全体の経済成長と新たな社会システム構築につながるものと考えており、関西においてこれらの特区制度が効果的に機能するよう、次のとおり提案する。

1 国家戦略特区制度の充実

国家戦略特区が真に規制改革の突破口となり、我が国産業の国際競争力を向上させる制度となるよう、以下の措置を講ずること。

国家戦略特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）第六に定める追加提案募集を確実に実施すること。その際、「新エネルギー」分野など、幅広い政策テーマで、提案の積極的評価を行うとともに、指定対象区域の追加や、「革新的事業連携型指定」の対象分野を拡大すること。

基本方針第五の定めに従い、特設府県市からの提案及びそれを受けた関西広域連合の提案事項について、洗い出し等による点検を進め、必要な規制・制度改革の実現に向け積極的に取り組むこと。また、区域会議において提起された課題をもとに、必要な規制・制度改革を確実に実現すること。

支援や人材育成など必要な措置を行うこと。

関西の高度な研究機関が一体となって進めるレギュラトリーサイエンス研究、人材育成、研究拠点整備の推進について、必要な措置の進やかな実施、また、事業実施にあたっての、総合特区推進調整費の積極的な活用承認

3 地域活性化総合特区制度及び環境未来都市制度の充実

地域活性化総合特区に係る地方からの申請に対する積極的な認定

地域指定後に設けられる国と地方の協議会における、規制・制度の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等に関する地方からの提案の実現

地域活性化総合特区における国際戦略総合特区と同等の法人税の軽減措置の導入活用が進んでいない総合特区推進調整費について、各省の予算制度を活用した上でなお不足する場合は補完にしか充当できない現状の運用を改め、年度当初から予算が執行できるように制度への変更

環境未来都市及び環境モデル都市の充実及び、その他の財政支援、規制・制度改革等の枠組みの構築

アジア諸国の経済特区に対する競争力を高めるためにも、国家戦略特別区域法の附帯決議において検討することとされた、地方税減免に際しての国税の調整措置など、大胆な税制措置を早期に実現すること。

国家戦略特別区域計画に基づいて実施されるプロジェクトに対し、財政支援などの強力な措置を講じるとともに、当該プロジェクトの実現に資する事業を、「革新的事業連携型」で指定するなど、連携プロジェクトとして認定し、特区エリアの内外を問わず、必要な支援を行うこと。

2 国際戦略総合特区制度の充実

自治体・経済界を含むオール関西で取り組む「関西イノベーション・国際戦略総合特区」について、以下の措置を講じること。

海外との競争に対応し、真にわが国産業の国際競争力を向上させざる制度となるよう、地方からの提案実現のため、国と地方の協議会を積極的に活用し、規制・制度の特例措置や税制、財政、金融上の措置についての更なる充実

規制の特例措置の進やかな実現に向けた、規制改革会議等の第三者機関による方針検討や決定と、国と地方の協議で合意を得た事項についての法・政令改正等必要な措置の進やかな実施、また、規制の特例措置が実現しない場合における公開の場での各府省による説明責任の履行

アジア諸国の経済特区に対する競争力を高めるための大胆な税制措置の導入と、地方税軽減相当額を益金不算入とする特例措置及びベンチャーファンドへの出資に対する課税の特例措置の実施、また所得控除を受ける対象となる指定要件等の抜本的な緩和

国際競争力向上のためのイノベーションプラットフォームの構築（実用化・市場づくりを旨としたイノベーションを創出する仕組み）への支援と、認定されたリーディングプロジェクト等、重要事業に対する国費補助率の当分の間の引き上げ

新たな研究開発など特区での取組の実現に資する事業を実施するエリアの追加・拡大についての弾力的な対応と、広く面的に支援措置が受けられる区域認定の検討活用が進んでいない総合特区推進調整費について、内閣府の裁量により予算配分や使途を決定できるような制度への変更、特に、府省の既存事業の補完にしか充当できない現状の運用を改め、地域からの新規の取組みにも充当できるような制度への変更。

将来的には地方公共団体への一括配分

関西から革新的な医薬品、医療機器、再生医療製品が次々と生み出されるよう、PDA-WESTの更なる機能強化に向けて、新たに設置される「（独）日本医療研究開発機構（仮称）」の創設支援に関する本部・企画機能の関西設置も含め、研究基盤への

VI 社会基盤の構築

【担当省庁】内閣府、経済産業省、国土交通省

国土の双眼型、多極型構造の構築により、関西が日本の成長を牽引するため、首都機能をバックアップする担い手として、海外交易や国内丘陵地帯の窓口となる空港、港湾など社会基盤の果たす役割は大きく、空港や国際コンテナ戦略港湾など関西が有するポテンシャルを最大限発揮することが必要である。

また、同時に空港・港湾とそれらを連絡する高速道路や主要都市間等を連絡する高規格幹線道路等のミッシングリングの解消と、それによる太平洋側及び日本海側の国土軸の形成や充実、利用しやすい高速道路料金の実現、さらに、高速鉄道の整備促進によるリダンダンシーの確保、および社会資本の老朽化対策等が不可欠であることから、以下の措置を講ずること。

1 空港の機能強化

関西国際空港・大阪国際空港の経営統合を通じ、関西国際空港の国際拠点空港としての機能の再生・強化、阿空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要拡大を図るための支援

大阪都心部と関西国際空港とを結ぶ鉄道アクセスの改善

神戸空港と連携した関西国際空港への麻上アクセスの利便性向上

首都機能移転時期など非常時に備え、首都圏空港の機能を代替、継続するための空港機能移転計画（BCP）の策定

2 港湾機能の充実強化

阪神港が国際基幹航路を受け持つ西日本のハブ港として役割を果たすとともに、首都機能移転時期等には東京港をバックアップすることができるよう、国際戦略総合特区の推進などによるその機能強化と規制の特例措置や税制上の支援措置等の実現

日本海側に、太平洋側とも連携した多様な経済圏を構築するため、京都舞鶴港を有する若狭湾など複数の圏域での経済成長戦略の実現

日本海周辺の対岸諸国が著しい経済発展を遂げる中、日本海側グレートウェイトとして物流・人流を一層活性化させるとともに、太平洋側港湾との機能分担や相互補完による災害時におけるリダンダンシーを確保するため、日本海側拠点港に選定された京都舞鶴港及び境港の機能強化

より広域的な視点から、関西の主要港湾における最適な物流基盤の運営体制や港湾機能の相互連携などによる、国際競争力強化に不可欠な物流基盤の機能を強化

3 高規格幹線道路等のミッシングリングの解消

東西二軸を結ぶ複数ルートを確保するため、新名神高速道路の全線の早期完成

空港・港湾と後背圏を連絡する大阪湾岸道路西伸部、名神湾岸連絡線、淀川左岸線延伸部、播磨臨海地域道路などの未整備路線の早期整備及び事業スキームの構築等

日本海国土軸を形成するため北近畿豊岡自動車道、山陰近畿自動車道（鳥取豊岡宮津自動車道）の事業推進及び京都縦貫自動車道、山陰自動車道の早期完成

多極型の国土を構築するため、近畿自動車道総勢線や四国横断自動車道並びに阿南安芸自動車道等、主要都市間等を連絡する高規格幹線道路等の早期整備

関西都市圏の拡大に資するため、関西大環状道路を構成する京奈和自動車道の早期整備

4 利用しやすい高速道路料金の実現

阪神都市圏の高速道路等における平成29年度当初の料金体系一元化に向けた着実な検討等

5 有料道路制度の新たな仕組みづくり

地方の財政状況が厳しく、道路の維持管理に充当できない財源が乏しくなっている状況において、大規模修繕や更新に加え、日常の維持管理についてもその費用の確保が課題となっている。高速道路にかかる道路整備特別措置法等の改正に引き続き、維持・更新費用の確保や交通流動を管理するための手段として料金徴収の目的を幅広く捉えた新たな仕組みを構築すること。

新たな仕組みの構築に向けて、料金徴収期間経過後も確実に維持修繕ができるよう、全国で適用が3箇所と限定的である維持管理有料道路制度について、地方分権の観点から道路整備特別措置法第15条の適用要件の見直しや届出制への変更による制度緩和を行うこと。

6 北陸新幹線の整備促進

(1) 北陸新幹線の一日も早い大阪までのフル規格での整備を行うこと。そのための金沢（白山総合車両基地）から敦賀間の早期完成・開業に向けた整備促進と米原ルートによる敦賀・大阪の整備方針の明確化を行うとともに、以下の措置を講ずること。

① 北陸新幹線敦賀以西の整備に係る詳細な全体事業費の提示等

北陸新幹線の敦賀以西の整備に係る詳細な全体事業費を提示すること。

また、地方の費用負担については、地域の受益の程度などを勘案し、関西広域連合として、関西全体で解決を図ることとしていることから、費用負担のあり方について、国としても検討すること。

② 並行在来線が経営分離されないための必要な措置の実施

北陸新幹線の敦賀以西の整備に伴い発生する並行在来線については、京阪神と

が進むことから、平常時よりも災害時にも施設の機能が確実に発揮できるよう老朽化対策の推進に必要な財政的措置を行うこと。

特に、文化施設等をはじめとした公立施設の老朽化が課題となっているため、超寿命化に資するための調査・点検及び施設改修に対する財政支援を行うこと。

なお、このことに関連して、平成 26 年度から、各団体が策定する公共施設等総合管理計画に基づく施設の除去についても国債の発給とされたが、老朽化対策を促進するため、当該国債の元利償還金や施設の調査・点検経費に対する交付税措置等、財政措置の充実を図ること。

また、現在、地方単独費で実施している施設の定期点検や修繕・更新計画策定、小規模な修繕・更新等にも補助事業が適用できるよう制度を充実させること。

一体となった交通ネットワークを形成する幹線交通として重要な役割を果たしていることから、当該並行在来線の経営が J R 西日本から分離されることは受け入れられず、分離されることのないよう国において必要な措置を講ずること。

③ 東海新幹線への乗り入れ等技術的課題の解決
北陸新幹線の敦賀以西の整備に伴い発生する東海新幹線への乗り入れ等技術的課題について、積極的な対応を図ること。

(2) 国において当面の対策として検討されている敦賀以西のフリーゲージトレインについて、安全性や走行時性など今後解決すべき課題に対応すること。

7 リニア中央新幹線の全線同時開業

リニア中央新幹線は、三大都市圏間を 1 時間で結ぶことにより、我が国の経済の活性化や国際競争力の向上に大きく資するものであり、さらに、東海道新幹線の代替機能を果たし、災害に強い国土づくりを進める国土強靱化の観点からも極めて重要な社会基盤である。

リニア中央新幹線については、平成 23 年 5 月に全国新幹線鉄道整備法に基づく整備計画が決定され、東海旅客鉄道株式会社に対して建設指示が出された。また、平成 25 年 9 月 18 日には、東京都・名古屋府県について、駅位置や詳細なルートなどを盛り込んだ環境影響評価準備書が沿線自治体に提出された。

東海旅客鉄道株式会社は、東京・名古屋間を 2027（平成 39）年、東京・大阪間をその 18 年後の 2045（平成 57）年、の二段階で開業する方針を示している。

しかしながら、平成 23 年 5 月の交通政策審議会陸上交通分科会幹事部会中央新幹線小委員会の答申において、リニア中央新幹線の整備は、「東京・大阪間を直結することによって初めてその機能を十分に発揮し、効果を発揮することができる事業」であると指摘されていることから、その整備効果を最大限発揮させるためには、大阪までの全線同時開業が不可欠である。ついては、以下の措置を講ずるとともに、関西広域連合と十分協議すること。

・ 国家プロジェクトとして、大阪までの乗り入れを推進すること。

・ 東京・大阪間の全線同時開業を実現すること。

8 高速鉄道網の整備に向けた調査の実施

災害時におけるリダンダンシーの確保や、在来線幹線道の高速化及び利便性向上の観点から、全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画に位置づけられた山陰新幹線及び四国新幹線の整備計画格上げなど、高速鉄道網の整備に向けた調査を行うこと。

9 社会資本の老朽化対策の推進

高度経済成長期（1960 年代）に整備された大量の社会資本は、今後、急速に老朽化

Ⅶ 南海トラフ巨大地震や大規模風水害等大規模災害への対応

【担当省庁】内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、消防庁、林野庁、水産庁、気象庁、気象庁、経済産業省

南海トラフにおける巨大地震が発生すれば、広範囲かつ大規模な被害が発生する可能性があることから、平成25年12月に施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の目的・基本理念に則り、大規模災害による被害を最小限にとどめるための国と関係地方公共団体が一体となった対応について、次のとおり提案する。

1. 南海トラフ巨大地震対策の総合的推進

南海トラフにおいて発生が予想されている巨大地震については、現在、大規模地震対策特別措置法（東海地震対策の推進）と南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（南海トラフ地震対策の推進）に基づき、その対策が講じられているが、観測のあり方や構造府県等が行う事業についての補助対象、補助率等が異なる状態となっており、また、南海トラフ全体が動く巨大地震が想定されていることから、被害を受ける地域全体について、一体的な対応を図る必要がある。

このため、以下の項目について措置すること。

- ・ 具体的な予防・応急対策計画及び事前の復旧・復興計画の早急な提示
- ・ 地震防災対策事業に対する財政支援の充実及び確実な財源確保
- ・ 地震発生時に逃げ切れない地域への配慮
- ・ 紀伊半島から四国沖における観測機器の整備など観測体制の充実・強化及び地震・津波の発生・被害予測の精度向上
- ・ 観測内容の住民への伝達体制の強化
- ・ 政府現地対策本部を設置する体制の確保及び具体的な活動内容の明示
- ・ 津波からの避難が困難な地域における高台への集団移転や、大規模な火災の発生が懸念される密集市街地の解消など、減災のまちづくりの推進

2. 地震・津波による被害の防止、軽減

- (1) 調査研究の推進
 - ・ 津波の発生経路の解明、規模等の予測精度の向上、津波による被害を詳細に予測する手法の開発等に関する調査研究の強力な推進

特に、地震・津波対策を検討するための前提となるプレート境界、海底活断層位置など科学的調査の速やかな実施、これまで発生した地震・津波の浸水域で行われていた津波埋物調査の充実強化、及びその結果の情報の提供

なお、国の地震の長期予測等は、日本海で発生する地震・津波に関する研究が乏しいことから、太平洋側のみならず、日本海側におけるプレート境界、海底活断層位置等の調査の速やかな実施、及び震源断層モデルの提示

(2) 観測体制の強化

地震・津波による被害の発生を防止し、又は軽減するための観測体制の強化及び精度の向上

特に近い将来での発生が予想される東南海・南海地震対策となる「地震・津波観測監視システム (DONET)」や、海上ブイを使った海底津波計 (DART) による津波観測網の構築。さらに、そこから得られるデータを地球シミュレータや、将来的には、スーパーコンピュータにより分析することによる、地震・津波の発生、被害予測の精度の向上、及び気象庁としての情報発信

(3) 連携協力体制の整備

地震・津波対策を効果的に推進するため、自治体、大学等の研究機関、民間事業者等との緊密な連携協力体制の整備を図ること。

(4) 教育及び訓練の実施

被害予測の調査研究の成果等を踏まえて、地震・津波が発生した際に住民が迅速かつ適切な行動をとることができるよう、学校教育等の機会を通じた防災上必要な教育、訓練、防災思想の普及を図ること。

3. 大規模風水害に備えた情報の提供等

(1) 高精度な降雨量予測情報の提供

気象庁が公表する降水短時間予測は、メッシュ毎に色表示されているので具体的な数値が示されおらず、避難指示等の判断材料とするには情報が不足しているため、高精度な降雨量の予測情報を容易に活用できるよう加工して地方公共団体に提供すること。

夜間・早朝に避難することを避けるため、明るいうちに避難準備情報の提供や避難指令の発令の判断が出来るよう、12~24時間先の精度が高い降水予測情報（メッセージ情報）を提供すること。

さらには、記録的短時間大雨情報が発表されるような局地的な豪雨に係る予測精度向上のための技術革新を行うこと。

また、暴風や雹位情報についても詳細な予測データを降雨量予測と同様に提供すること。

(2) 雨量、地形、土地利用等から流域河川の増水量をシミュレーションする分析ツールの確立。
 降雨量が予測できて、河川毎に流域の土地利用や支川の状況、ダム等の有無により、その増水量を予測することは困難であるため、増水量を予想分析する研究を進めること。

4 地震・津波・風水害等大規模災害に備えたインフラ等整備
 南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模地震・津波被害や頻発する局地的な集中豪雨による大規模災害等から、住民の安全と安心を確保するためには、インフラ等の果たす役割は非常に大きいことから、以下の措置を講ずること。

- (1) 広域ネットワーク形成によるリダンダンシー確保
 - 国土のリダンダンシーの確保を図るためミッシングリンクである新名神高速道路の全線の早期完成
 - 南海トラフ巨大地震に備え、紀伊半島や四国の太平洋沿岸等の高規格幹線道路等のミッシングリンク解消や既に供用されている高速道路の4車線化
 - 災害支援物資の輸送拠点である阪神港と関西内陸部の防災拠点との連結強化を図るための高規格幹線道路等のミッシングリンク解消
 - 太平洋側の大型災害時に、京都舞鶴港や境港を関西圏の輸送拠点として機能させるため、京都府から鳥取県に至る日本海沿岸の高規格幹線道路等のミッシングリンク解消
 - 東海道新幹線の代替ルート¹の早期整備
- (2) 津波対策の推進

- ① 避難施設の整備促進
 最新の見解に基づいた避難施設（既存の施設についての維持や改良も含む）の整備促進
- ② 地震の揺れや液状化、津波の越流、引波に耐えられる防潮堤等の整備促進
 地震の揺れや液状化、津波の越流、引波に耐えられるよう、防潮堤・防波堤、河川堤防・護岸等の技術基準の早期策定と必要な財政措置
- ③ 津波被害に強いまちづくりの推進
 津波による被害の危険性の高い地域における住宅等の立地の抑制、内陸部への津波及び漂流物の侵入を軽減する仕組みの構築、沿岸部の多量の危険物を扱う施設における安全対策の推進等を実施するに際しての具体的な被害軽減対策の提示と必要な財政的措置の実施

津波からの避難が困難な地域について、災害対策拠点となる庁舎をはじめとする

公用施設、公共施設、オフィス、住宅等の津波対策として、高台移転等を促進するための技術的な助言と必要な財政的措置など、強力な支援措置の実施

- (3) 建築物等の耐震化の推進
 総合的な地震防災対策を強力に推進するため、公共施設の耐震化支援措置の充実
 改正耐震改修促進法に係る「耐震診断報告期限」及び、「耐震診断結果の公表」の規定の柔軟な対応、²「耐震対策緊急促進事業の実施期間の一定期間延長」並びに「耐震改修に係る支援制度の拡充」
 ・平成22年度補正予算で創設された国全額負担による民間住宅の耐震改修にかかる30万円/戸の定額補助制度の継続的な実施
 ・宅地耐震化推進事業の円滑な実施に向けて、速やかに宅地所有者の合意を得るための一定の指針となる「住民等合意形成ガイドライン」³の早期提示

(4) 石油コンビナートにおける民間事業者の防災投資の取組みに対する技術的・財政的支援の充実・強化
 コンビナート地区には、燃料やエネルギー供給施設が密集しており、災害により機能不全に陥ると、我が国の産業への影響は甚大なものとなる。コンビナート地区における防災・減災対策について、一事業所、一地区だけの取組みに任せるのではなく、国として事業者に対する技術的・財政的支援の充実・強化を行うこと。

(5) 災害に強い総合的な治水対策の推進
 頻発する大規模な風水害に備え、河川改修や下水道整備による対策、雨水貯留浸透施設整備等の流域対策、災害に強い森づくりや砂防・治山事業の連携による土砂災害対策及び防災対策を組み合わせた総合的な治水対策に係る必要な財政的措置や税制優遇等の実施及び調査研究の推進

5 高速道路サービスエリアを活用した防災拠点等の整備
 南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害の発生に備え、高速道路 SA・PA を被災地支援の活動拠点に位置づけ、ヘリポートや燃料供給施設、備蓄倉庫の整備等、防災機能の整備を図ること。

また、高速道路について津波発生時の一時避難場所として有効活用を図ること。あわせて、高速道路を有効に活用するため、避難階段の設置や津波発生時避難者の安全性の確保など、沿岸部の避難支援を行うこと。
 さらに、被災地において円滑な救護・救援活動が実施できるよう、ドクターヘリや緊急車両等への優先給油を担保する法整備など、災害時における給油体制を確立すること。

Ⅷ 原子力発電所の安全確保

【担当省庁】内閣府、経済省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省、資源エネルギー庁、原子力規制委員会、原子力規制庁

現在、新規規制措置適性に係る審査が行われているが、原子力発電所の稼働の可否については、新しい規制基準を厳格に適用し、社会的・経済的要因を考慮することなく、速やかに純粋に科学的知見に基づく審査を行うとともに、周辺部を含め関係地方公共団体に対し審査の内容等について十分説明を行い、理解を得る必要がある。また、もろじゅで機器の点検漏れが再三指摘されている状況に鑑み、試験研究用の原子炉施設や核燃料施設など、全ての原子力施設の安全性の確保について、原子力発電所の新しい規制基準に準じた万全の対応を取る必要がある。

一方で、原子力災害対策についての十分な措置がなされているかどうかは疑問である。とりわけ、IPZ外の地域についての対策については全く進んでいない状況であり、安全審査とともに原子力対策の両輪である原子力災害対策について、責任を持って迅速に対応を取る必要がある。

東日本大震災に伴って発生した東京電力福島第一原子力発電所事故については、被災地域の復旧・復興に全力を尽くすこと、国会事故調、政府事故調で明らかにした様々な課題に責任ある対応をすること、さらなる事故原因の徹底究明に引き続き取り組むことが必要である。また、汚染水の漏出しにより海洋汚染が懸念される状況に対し、国として早急に対策を実施する必要がある。こうしたことを踏まえ、次のとおり提案する。

1 原子力施設周辺地域の防災対策の充実

(1) 監視体制の強化と情報提供の徹底

国および原子力事業者の責任において、住民が適切な判断に基づき行動できるよう、原子力発電所の状態や SPEEDI 等の放射性物質の拡散に関する信頼性の高い情報、避難指示に関する情報等を迅速に公表・伝達し、避難や屋内退避等に有効に活用することのできる具体的な仕組みを構築すること。また、関係隣接府県だけでなく IPZ の外側にある地域に対しても、国や事業者の責任において、SPEEDI や EISS 等の測定データを提供すること。

緊急時モニタリングについては計測メッシュの設定方法や実施頻度などの詳細を早急に明らかにするとともに、実効性のある緊急時モニタリング計画を策定するために、国が原子力事業者と関係近隣府県等の調整を図ること。

機動的なモニタリングを実施するため、国の責任において航空機モニタリングを実

6 被災者生活再建支援法の見直し
現行制度は、住宅の全壊被害を受けた世帯が地域内で一定数以上発生したことが要件となっており、同じ災害で被災しても被災者生活再建支援法が適用されない地域が存在するなど、不均衡が生じている。このため、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すとともに、支給額の引き上げ及び被害認定等において柔軟な運用を行うこと。

また、支給対象を全壊、大規模半壊に限定せず、床上浸水などの日常生活に大きな支障が生じている世帯も対象とすること。

さらに、被災者生活再建支援法の支援を受ける被災世帯について、建物に影響がなくても地すべり等により宅地に危険が生じており、実質的に居住困難となっている世帯も対象となるよう、宅地被害を明確に位置づけること。

7 「住宅再建共済制度」の全国制度としての創設

住宅所有者等が災害時に備え、平時から住宅再建資金を寄せ合う相互扶助の仕組みとして、兵庫県が平成17年9月から実施している「住宅再建共済制度」を全国制度として創設すること。

8 大規模災害発生時の外国人医師の受入

南海トラフ巨大地震等の多発的・広域的な大規模災害発生時には、国内の医療支援にも限界があることから、日本の医師免許を有しない外国人医師が、被災地における救命医療に従事することが可能となる特例的な措置の制度化を検討すること。

9 大規模広域な災害に対する広域連合の代行

今後の災害対策法制等の見直しにおいて、南海トラフ巨大地震等の大規模広域な災害の発生により都道府県庁自体が人的、物的に甚大な被害を受け、機能不全に陥った場合に、その機能を広域連合が代行する規定を創設し、あらゆる事態に対応しうることにより実効性のある災害対応体制の確立を図ること。

施するとともに、固定型モニタリングポストの追加設置、モニタリングカーや可搬型モニタリングポスト等の整備や情報共有システム整備に必要な財政的支援を行うこと。

さらに、今回の事故では、放射線モニタリングポスト、テレメータシステムによる監視・情報発信が十分に機能しなかつたため、国においてその検証を行い、モニタリング情報共有システム（ラミセス）に係る費用を一括して国が負担し、モニタリングポスト及びテレメータシステムの無停電化に必要な電源容量やバックアップ時間などの基準を明確化する等機能強化を図り、国の責任において常時監視システム体制を構築すること。

(2) 原子力災害対策に関する制度の見直し

ブルームの影響を考慮したPPAの導入、OILに基づく防護措置の実施方針に対応した緊急時モニタリングのあり方、安定ヨウ素剤の予防的服用の実施方針のさらなる明確化、広域避難体制の確立など、実用発電用原子炉等において、今後の検討課題となつている事項についてただちに原子力災害対策指針の改正を行い、原子力施設の立地から対策に至るまでの一貫した対応や、関係周辺府県も含む広域的な対応に至るまで、原子力災害対策の充実にかかる制度の改正等、所要の措置を早急に講じること。

原子力災害に関する備蓄資機材等は、初期対応を的確に行うため、基本的に国が責任をもって必要量を確保するとともに、モニタリングポストなど放射線監視のための体制整備や防護服等の配備、安定ヨウ素剤の配備・服用、医療提供体制等避難体制整備および近畿圏において代替のない水道水源である琵琶湖の汚染に備えた対策に要する経費について、地域の実情を踏まえた自主的な取組を含め国において財政措置を行うこと。

さらに、専門職員を配置するための人件費について、国において財政措置を行うこと。

(3) 広域避難に対する支援

原子力災害の緊急事態において、周辺住民が安全かつ迅速に府県域を越える避難ができるよう、広域避難に係る基本的な考え方、手順等について、国が責任をもって早急に取らるとともに、関係地方公共団体及び住民と共有すること。

避難手段の確保については、バス、鉄道等関係事業者による協力を含めて国の責任で行うとともに、事業者が安心して活動できる環境整備として、運転士等の従業員への安全確保のための方策や万一従業員が被ばくした場合の補償基準を早期に策定すること。

避難経路については、高速道路とすることが想定されることから、道路管理者に対する避難時の無料化等の協力要請及び対応の取りまとめを行うとともに、交通規制や

避難経路に係る警察への協力要請を行うこと。

スクリーニング及び除染については、避難途上で複数府県からの多数の避難者を対象に円滑に行う必要があることから、緊急時モニタリング同様、緊急時には国が主導して実施すること。また、国と地方公共団体の役割分担を明確にし、実施場所の確保や実施手順についても早急に考え方を示すこと。スクリーニング及び除染に必要な資機材と人員については、地方公共団体任せにせず、国として全国的な体制整備を行うこと。

また、避難行動要支援者、特に入院患者、施設入所者については、受入先の確保、移動手段の確保、避難誘導のあり方等に関する対応方針を早急に示すとともに、国が責任を担って避難手段と避難先を確保すること。

さらに、広域避難者を受け入れる自治体においては、多数の住民を収容するための避難所等の確保が必要となるため、国が所有する土地及び施設等に関する情報の提供及びその施設等の使用について、早急にルール化を行うなど積極的に対応すること。また、施設管理者に対する逸失利益補償及び損害賠償を含め、広域避難者の受入れによる費用の負担について、国と事業者の負担を明確にするとともに、法令による制度を整備すること。

2 原子力発電所の安全確保

(1) 新規制基準の厳格適用等

原子力発電所に新規制基準を厳格に適用した上で安全性を客観的に確認すること。国は、新規制基準の適用に当たり、国民に新規制基準と原子力発電所の運転の安全性の確保の関係について十分な説明を行い、理解を得ること。原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を最優先とし、立地のみならず周辺地域の意見や防災体制の整備状況も踏まえ、国が責任をもって判断すること。併せて、PWR（加圧水型原子炉）のフィルター付ベント設備や特定重大事故等対処施設の整備等、整備が滞り予されている施設についても、猶予期間を設定した理由を国民に分かりやすく説明するとともに、早急に整備を行うよう事業者を指導すること。また、プラントの安全性の向上のみならず、防災体制の確立なども含めた多重防護を重視した安全体制を確立すること。

また、試験研究用の原子炉施設や核燃料施設など、全ての原子力施設の安全性の確保について、新しい基準に照らして十分な安全確保対策を実施させること。

(2) 地震や津波等の想定の見直しによる安全性の確保

原子力発電所の地震・津波に対する安全性向上に万全を期すため、新たな規制基準に基づき、想定される最大クラスの地震・津波に対する対策を着実に推進すること。

また、原子力発電所が立地する若狭湾周辺の過去の大地震・大津波の発生状況や日本海側のプレート境界、海底活断層位置などの科学的調査の結果を早急に取りまとめ、その結果を公開するとともに、安全対策に反映すること。

(3) 原子力発電所敷地内における活断層調査について

原子力発電所敷地内の活断層及び発電所の安全に影響を及ぼす周辺活断層の評価は、発電所の立地そのものに影響を与える重大な事項であるため、活断層の存在について疑義が生じた場合は、原子力規制委員会において科学的知見に基づき厳正に調査を行い、明確な見解を早期に示すこと。

(4) 放射性物質の拡散抑制対策

福島第一原子力発電所において、地下水が漏れ込み、放射性汚染水として海や土壌に流出している事象に鑑み、原子力発電所敷地外への放射性物質の拡散を抑制するため、汚染水対策に万全を期すること。また、他の原子力事業者に対しても、事故時の地下水への対応、放射性汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等を確保させるとともに、法的にも担保するよう措置すること。

(5) 安全協定の締結等の安全確保に関する仕組みの構築

事業者と周辺の区域を含む自治体との安全協定について、立地自治体並みの内容とするとともに、未締結の自治体と早期に締結するよう事業者を指導すること。また、安全協定によらずとも、自治体が国や事業者と平時から情報連絡や意見交換を行い、安全確保について提言できる法的な仕組みを構築すること。
また、原子力安全対策に対する幅広い意見の集約とその反映を図るため、住民、関係団体、有識者など多様な主体の意見を反映する制度を法定化すること。

3 福島原発事故の収束と国民の不安解消

(1) 福島原発事故の検証の継続

事故原因の究明や、事故の対応過程における対応のあり方について、国会事故調査報告で終わることなく、未解明の項目について継続的な調査・検証を行うこと。

(2) 事故の収束に向けた取組

事故の収束に向けたロードマップを着実に履行し、その達成状況を国民に十分説明すること。汚染水の漏出により海洋汚染が懸念される状況に鑑み、事故処理及び廃炉の過程で追加の被害を生じさせないよう国として早急に抜本的な対策を実施すること。福島県が実施している県外避難者支援事業（ふるさとよくしま帰還支援事業）や地域コミュニティの再構築、避難者の帰還に資する地域での取り組み等を積極的にバックアップすること。また、被害を受けた住民への補償が確実になされるよう対応すること。

(3) 放射性汚染に関する対応

放射性物質による汚染に対する不安を一日でも早く解消するため、国は、放射性物質による汚染の除去に責任を担って取り組むこと。

特に汚染水対策については、政府が前面に立ち根本的に解決すること。この際、モニタリングを強化し、正確な情報を迅速に把握して、風評被害を防止すること。

また、福島県が実施している県民健康管理調査を引き続き支援すること。さらに、食品等に係る風評被害が発生することがないよう、徹底した対策を実施すること。

(4) 避難者の受入れ等に関する国の財政措置

被災地の生活基盤の回復には長期時間を要するとともに、原発事故による避難者等も多数にのぼることから、他府県への一時避難等を希望する被災者への支援を実施しているところであり、被災者の受入れ等に関する可能な限りの財政措置を行うこと。

(5) 情報開示及び国民的議論の実施

原子力規制委員会において福島原発事故の原因を究明し、それらの情報をはじめとしたあらゆる情報を広く国民に開示すること。また、原子力政策については、使用済み核燃料の最終処理体制の確立も含め、国民的理解を得るために、国としての十分な説明や国民的な議論を踏まえながら進めること。

IX エネルギー政策・地球温暖化対策の推進

〔担当省庁〕内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省、資源エネルギー庁

関西広域連合及び構成団体等においては、これまでも地域の特徴や状況等に応じて、様々な工夫を凝らしつつ、省エネの推進、再生可能エネルギーの導入促進、関連産業技術の開発・普及等に取り組んできたところであるが、関西は他地域に比べ、原発依存度が高かったことから、平成24年夏には電力需給のひっ迫が見込まれる中で、節電対策を経験したほか、平成25年には電力料金値上げも経験するなど、エネルギーを巡る環境は非常に厳しい状況にあり、今後は地方自治体としても、産業活動や都市魅力の向上も視野に入れたほか、地域の実状を踏まえ、需要者の視点に立ち取り組んでいくことの重要性が一層高まっている。

関西広域連合は、このような状況に対応するため、関西における望ましいエネルギー社会の実現に向け、構成団体はもとより、近畿経済産業局や他の地方自治体、電気事業者、関係団体等との連携と役割分担の下で、低コストで安全かつ安定的な電力供給体制の確立、省エネの推進、地域の状況に応じた再生可能エネルギーの導入促進、関西におけるエネルギー関連技術の活用促進のために必要な情報収集を行い、地域・需要者の視点に立ち、関係する広域事務とも連携して、効果的な方策の検討、国等への提案、有意義な情報の発信等に取り組んでいく。

また、国としての地球温暖化対策の推進のための枠組みが確立されていない中で、関西広域連合は、低炭素社会の実現に向け、温室効果ガス削減のための広域取組についても進めているところであり、今後も引き続き取り組んでいく。

しかしながら、エネルギー政策や地球温暖化対策の推進については、国としての、広く国民の理解が得られる計画・枠組みを基本として進められるべきものであることから、その早期確立と着実な実施に向けて、以下のとおり提案する。

1 エネルギー政策の推進

(1) 広く国民の理解が得られる中長期的なエネルギー政策の推進

① 国においては、中長期的なエネルギー政策について広く国民の理解を得るとともに、再生可能エネルギーの導入量等の目標を明確にし、総合的・計画的に効果的な施策を推進すること。

② 将来に向けての日本近海のメタンハイドレード資源の調査・採取技術開発、海流発電等海洋再生可能エネルギー実証フィールドの整備など、エネルギー源の多様化とエネルギー自給率を高めるための取組を着実に推進すること。

③ 災害に強い強靱な国土構造を構築するため、日本海側へのLNG基地の立地、日本海側と太平洋側を結ぶ天然ガスパイプラインの整備等を推進すること。

(2) 低廉で安全かつ安定した電力供給体制の構築

① 国においては、現在、「広域系統運用の拡大」、「小売・発電の全面自由化」、「送配電部門の一層の中立化」を柱とした電力システム改革を進めつつあるが、それらが電力の安定供給の確保や電力料金の最大限抑制という本来の目的・趣旨に沿うよう、適切な制度設計を行うとともに、可能な限り早期に実施すること。

② 他地域や事業者からの余剰電力の有効活用や電力需要のピークの平準化等に資する以下の取組を推進すること。

・ 他の電力会社からの応援融通や、特定電気事業者等からの追加的な電力購入の円滑化に向けた取組を迅速に推進すること。

・ 需要家が自家発電施設で発電した電気を電力会社の系統（送電網）を活用して別の需要地にある自社事業所等で有効活用できるよう、自己託送制度のルール化や同時同量ルールの見直しを図ること。

・ 分散型電源導入促進事業費補助金については、周知・公募期間や事業実施期間に余裕を持たせるなど、民間企業が活用しやすい制度にするとともに、平成27年度以降も引き続き継続し更なる電力確保に努めること。

・ ピーク料金制度や、時間帯別料金などのソフトできめ細かなピークカット対策の促進や、自家発電買い上げの促進、ネガワット取引などのデマンドレスポンス市場の拡充を図ること。

・ コージェネ（熱電併給型のエネルギーシステム）の導入促進を図ること。

③ 経済・産業活動への影響を最小限に抑えるため、既存の火力、水力発電の最大限の活用に向けて、以下の取組を行うこと。

・ LNG等の燃料の安定的確保

・ 環境に配慮しつつ、施設の増設・リプレースに関する手続きの更なる迅速化など、高効率発電施設の導入に対する的確な対応

④ 再生可能エネルギーについては、地球温暖化対策等の観点から、積極的に導入を促進すべきものであるが、一方で、再生可能エネルギーによる発電には出力の不安定さや発電コストの高さ、電力系統の安定性への影響のほか、固定価格買取制度による需要者の負担への影響などの課題もあることから、その解決に向けて、再生可能エネルギーによる発電のコストや安定供給力としての課題解決に向けた取組の実施を進めること。

(3) 企業や家庭における節電・省エネの促進

企業や家庭における節電・省エネを促進するため、BEEMS や IEMS などエネルギー制御システム、LED 等の高効率照明や高効率空調・給湯設備などの省エネ機器等のさらなる導入支援を行うこと。

(4) 再生可能エネルギー導入への積極的な取組

① 再生可能エネルギーについては、地域によりそのポテンシャルや活用手法などに特性があり、地球温暖化対策と整合のとれた、実現性のある具体的な導入目標が国により示されている中で、地域の特性に応じて進めていくべきものであるため、以下の取組を早急に進めること。

- ・ 広く国民の理解が得られ、地球温暖化対策と整合のとれた再生可能エネルギーの導入目標量、導入時期等の早期明確化
- ・ 多様な地域資源を活用した住民参加型の発電事業の円滑な立ち上げに向けた支援の拡充

・ 再生可能エネルギー導入目標量に見合った固定価格買取制度の適正な運用と、需要者負担に関する国民理解の促進

② 現在の固定価格買取制度においては、設備認定時点の買取価格が原則として発電開始以降、買取期間中適用されることになっているが、需要者による負担が過大なものとならないよう、設備認定、買取価格、買取期間等について適切に運用すること。

③ 固定価格買取制度の開始もあって、国の「住宅用太陽光発電導入支援補助金」は平成 25 年度をもって廃止されたが、再生可能エネルギーの導入促進については、地域によって施策効果が異なると考えられることから、引き続き、地域特性、普及状況、固定価格買取制度の買取料金の推移等を的確に把握したうえで、効果的な普及促進策を検討し、実施すること。

(5) エネルギー関連技術の開発等の促進

関西には、太陽光発電、風力発電、燃料電池、蓄電池や LED などのエネルギー関連技術を有する企業をはじめ、我が国を代表する先端研究拠点としての大学、研究機関が多数集積していることから、関西のポテンシャルを活用するため、エネルギー関連技術（太陽光発電や洋上風力発電、波力発電、潮流発電、蓄電池、電気自動車、燃料電池、スマートグリッド等）への積極的な投資促進等を図ること。

2 地球温暖化対策の推進のための枠組みの早期確立

地球温暖化対策の推進のためには、エネルギー政策の見直しとともに具体的施策の枠組みについて早期に検討を進め、必要な対策・施策を推進することが必要である。また、

東日本大震災により発生した福島第一原子力発電所の原子力災害を契機に、自然エネルギーの供給の拡大や化石燃料に過度に依存しない社会の実現が一層求められているところである。こうした状況を踏まえ、低炭素社会を実現するためには、国との役割分担および地域資源等を活用した地方の取組を実現可能とする必要な財源の確保が不可欠であることから、低炭素社会の実現を目指す地方の役割にも十分に配慮し、地球温暖化対策にかかわる次の取組を強力に推進すること。

(1) 国内外での温室効果ガス排出抑制に貢献する製品等の評価手法の検討、この評価を組み込んだ国際的な枠組みづくりを推進すること。

(2) 中長期的な温室効果ガス削減目標やそのために実施する施策などを定めた温暖化対策の推進を図る法律を早急に定め、施策の具体化とその推進を図ること。

(3) 国・地方を挙げて、地球温暖化対策の取組が進められるよう十分な対策を講じること。

「地球温暖化対策のための税」の用途に、森林吸収源対策を明確に位置づけ

・ 森林吸収源対策を含めた地球温暖化対策の推進に大きな役割を担う地方の財源を確保

3 サマータイムの実施

昨夏、関西広域連合においては、家庭や産業・業務部門における節電対策、行政の率先行動を柱に、構成団体で節電とあわせてサマータイムの実施を呼びかけた。

・ サマータイムについては、これまでの取組効果を検証した上で、国民の共感を得ながら、社会全体での省エネルギー型の生活スタイルへの転換を図るために取り組める枠組みを早急に検討すること。

X 広域観光・文化振興の推進等

【担当省庁】財務省、外務省、文部科学省、国土交通省、文化庁、観光庁

関西は、日本を代表する歴史、文化、伝統などが豊かな自然とともに味わえ、経済産業集積や現代文化に至るまで、個性ある多様な魅力が凝縮されている。

関西広域連合は、関西を「アジアの文化観光首都」とすることを目標に、文化観光資源の宝庫・強みを活かしたインバウンドの集客や文化芸術の継承・創造に取り組んでおり、観光から日本の元気を取り戻すため、各般の対策が必要であることから、次のとおり提案する。

また、文化芸術、思想その他の広範な文化領域において重要な位置を占め、人々が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものである古典の普及について、日本の伝統文化や日本人の心を次世代に継承していくため、併せて次のとおり提案する。

1 外国からの誘客促進

国際観光は、地域経済に及ぼす影響が大きく、グローバル化する世界経済の中で関西の将来発展のために必須の重要なテーマである。海外からの訪日旅行者数は、円安傾向や東南アジアからの査証発給要件の緩和等により、好調な伸びを示しているものの、今後も海外との国際観光の激しい地域間競争にさらされることから、以下の措置を講ずること。

- (1) 訪日旅行促進事業の充実
 - ・ 訪日旅行者の誘客を図るため、アジアをはじめ海外でのプロモーションの積極的な展開
 - ・ 海外からの誘客を図るため、関西が一体となって実施する「KANSAI 国際観光 YEAR」など広域的取組への支援
 - ・ 訪日外国人旅行者の安心感につながる正確でわかりやすい情報発信
- (2) 空港の魅力向上対策
 - ・ 国際空港の魅力向上のための到着時免税制度の導入
 - ・ 空港等における出入国手続きの迅速化・円滑化
- (3) 訪日観光旅行に関する査証発給要件の緩和
 - ・ 訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）における最重点市場である中国、また、最重点市場や重点市場の国々を含む成長著しい東南アジアからの観光旅行に関する一層の要件緩和

2 文化振興施策の充実

(1) 「古典の日に関する法律」の制定を契機とした施策の展開

古典は、日本人の誇りや心を形成する拠り所となるものであり、国民全体の社会的財産であって、古典文学をはじめ伝統文化を未来にわたって保存・活用し、後世に引き継ぐことは現代に生きる私たちの責務である。

「11月1日は古典の日」と定める法律の趣旨を踏まえ、全国的に「古典の日」を普及啓発し、我が国の教育や文化の振興、次世代の育成、日本人の精神的基盤の再構築につなげる施策を展開すること。

また、関西広域連合の行う人形浄瑠璃など「文化の道」をテーマにした取組をはじめ、関西からの特色ある事業を幅広く効果的に展開できるよう支援すること。

(2) 文化庁の関西への移転及び関西分室の機能發揮に向けた体制強化と予算の確保

日本を代表する有形無形の「本物」の資源が集積する関西に文化庁を移転し、関西の持つ特長を活かした文化振興施策を展開すること。

また、文化庁移転までの間、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた関西における文化プログラムの実施拠点として継続設置を決めた文化庁関西分室について、その機能にふさわしい体制と予算の確保など、充実・強化を図ること。

3 自治体の国際化の促進に向けた公用旅券事務の実施

日本の国際化を推進し、経済発展を実現するためには、国だけでなく地方においても、諸外国との間で経済・国際交流を一層活性化する、いわゆる「地方外交」を積極的に推進する必要がある。相手国の関係機関から高い信頼が得られるよう、国の信用力を付与するための対策を提案する。

自治体職員が、相手国の関係機関から高い信頼を得て、用務を円滑に遂行できるよう、自治体職員の公務による海外渡航についても、国の各省庁と同様、「公用旅券」の発給を可能とすること。

また、「公用旅券」を円滑かつ迅速に発給するため、「公用旅券」の発給業務については、国の権限を受けることができる新たな行政の枠組みとして発給した、関西広域連合において実施できるような制度を改めること。

X. I 攻めの農林水産業の確立

【担当省庁】農林水産省、水産庁

日豪 EPA の大筋合意、TPP 協定の交渉加速化や多様な枠組みによる EPA・FTA が進められており、経済の急速なグローバル化が今後より一層加速するものと考えられる。

国においては、昨年6月に新たな成長分野を切り開くため、攻めの経済施策の指針として、「日本再興戦略」を策定し、農林水産業の成長産業化を進めることとしている。

同戦略に位置付けられる付加価値の高い商品開発を可能とする6次産業化の推進には、人材の育成確保をはじめ、前工業や医療、福祉など多様な異業種や大学等研究機関との連携による優れた「技術」の活用促進、新たな販路開拓などが必要不可欠となっている。

また、昨年12月にユネスコの「無形文化遺産」へ「和食」が登録されたことを契機に、海外での日本食の普及を図っているところであり、農林水産物の輸出拡大にあたっては、規制拡大により国際競争力のある農林水産業を実現し、「安全・安心」な我が国の農林水産物が世界で認知され、世界の需要を取り込み輸出促進を図ることが重要となっている。

さらに、産地と消費者が直接繋がる「地産地消」の取り組みは、国民の「食の安全・安心」を確保するとともに、「国内における消費拡大」や「やりがい」の持てる農林水産業の契機に寄与するものである。

そこで、「攻めの農林水産業」の確立を図るため、次のとおり提案する。

1 国益にかなう TPP 協定締結に向けた交渉の実施

TPP 交渉を進めるにあたり、農林水産分野や国民生活のあらゆる分野に影響を与えることが想定されるため、「守るべきは守る」とのスタンスで、国益にかなう協定締結に向けた交渉の実施並びに国の責任においてその影響を明らかにした上での、必要な分野への支援策など適切に対応すること。

また、農林水産業の持続的発展のための、地域特性に即したきめ細かな支援策を強化すること。

2 6次産業化の推進

6次産業化や経営の会社化など、新たな農業ビジネス人材の育成に対する支援制度を充実するとともに、人材を育成するシステムを構築すること。

3 国際競争力のある農林水産業の実現

すばらしい品質で「安全・安心」な国産農林水産物・食品を広く世界に発信するため、国を挙げた「ジャパンプラブランド」の確立を図るとともに、海外への消費拡大及び販路拡大のための戦略的なプロモーション、マーケティングや品質管理等の体制を確立すること。

また、輸出に取組む環境や体制を確立するため、「青果物」や「畜産物」等を「生鮮品」で輸出できるよう、科学的根拠を基に、検査をはじめとする相手国の輸入条件など、輸出促進の障壁を国の責務として打破すること。

4 地産地消の推進

学校給食への地元農畜水産物の利用拡大の取り組みに加えて、生産者、病院、福祉施設、食品加工業者等の連携による病院食、介護食等への利活用を進めるため、地元農畜水産物の供給システムに対する支援制度を創設すること。

また、地産地消の拠点である産地直売所の充実・活性化を図るため施設整備（ハード）に対する支援制度を拡充するとともに、地域の観光資源等を活用して、誘客の増加に繋がる取り組み（ソフト）を支援すること。

さらには、学校給食などへ地元農畜水産物を利用拡大する取組が TPP の ISD 条項に抵触することが懸念されるため、TPP 協定の交渉において、地産地消は ISD 条項の対象外とするなど、国において対策を講ずること。

XIII 微小粒子状物質 (PM2.5) 対策の推進

[担当省庁] 環境省、外務省

微小粒子状物質 (PM2.5) について、国においては、平成 25 年 12 月に政策パッケージをとりまとめ、PM2.5 予報ができることを目指したシミュレーションモデルの開発、国内対策の確立、大気汚染に関する日中韓三カ国政策対話の推進、健康影響に関する調査研究の推進、国内外の最新知見の情報収集に取り組みこととされている。

国民の不安を解消するために、政策パッケージに拘げられた施策が迅速かつ着実に実行されるよう、引き続き、次のとおり提案する。

1 国民の健康への不安解消

平成 26 年 2 月には、暫定指標値を上回る PM2.5 濃度が観測されるなど、国民の健康への不安が高まっていることから、PM2.5 の健康影響に関する知見を早急にとりまとめ、具体的に分かりやすい情報発信を行うこと。

2 PM2.5 対策の確立に向けた取組

PM2.5 については、既日本を中心に環境基準を達成していない状況にある中、排出規制等が行える段階には至っていない。このため、PM2.5 の成分分析を地方と連携して充実させるとともに、大気中での挙動や発生メカニズムの解明など調査研究をより一層充実させ、国内での対策を早急に確立すること。

また、黄砂飛来時に PM2.5 濃度の上昇が見られる事例があることから、黄砂の飛来と PM2.5 の関連の解明など調査研究を進めること。

なお、地方が実施する成分分析の充実には財政負担を伴うことから、国が財政支援を行うこと。

3 広域移流に係る影響の低減

大気からの広域移流の影響を低減するためには、国際的な対応が必要であり、日中韓三カ国の環境大臣会合等の枠組みを通じて、中国に対して必要な自国での大気汚染防止対策が早期に講じられるよう、引き続き強く働きかけを行うこと。

4 注意喚起のための暫定的な指標の見直し

黄砂飛来時には広域的かつ継続的に日中濃度が上昇するなど、現在の早朝や昼の濃度判断だけでは日平均値を適切に予測できない場合がある。このため、黄砂飛来を含めた

XII ドクターヘリの安定的な運航体制の確保

[担当省庁] 厚生労働省

ドクターヘリは、医師等を速やかに救急現場に搬送し、初期治療を行うことにより、救急患者の「救命率の向上」や「後遺症の軽減」等に大きな成果をあげている。

平成 19 年 6 月に「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」が施行されたことを契機として、全国において積極的に導入が進められている。

特に、山間部や離島を抱える地域においては、有効な緊急搬送手段として、近年、出動回数も次第に増加しており、「公立豊岡病院」では、国補助基準額の想定回数 (433 回) を大幅に上回る 1,422 回の出動実績 (平成 25 年度) となっている。

加えて、近年の原油価格の高騰に伴い、航空燃料費も嵩んできている上、補助金が約 3割カットされるなど、山間部や離島を抱える地域においては、現行補助基準額での対応が困難な状況となっている。

関西広域連合においては、ドクターヘリ事業を主要施策に位置づけ、現在、府県域を越えた「広域的ドクターヘリの配置・運航体制」を目指しているところであり、しっかりと安全管理の下、安定的な運航体制を確保するため、次のとおり提案する。

1 ドクターヘリ導入促進事業の充実

(1) 全国需要に対応した予算林の確保

全国的にドクターヘリの導入が加速されるなか、国においては全国需要に応じた予算林の確保を行うこと。

特に、復教機による広域的な運航を実施している関西広域連合においては、補助申請額より下回る交付決定がなされた場合、財源確保が困難であることから、円滑な運航に必要な事業費の確保について特段の配慮を行うこと。

(2) ドクターヘリ運航経費に係る補助基準額の見直し

全国配備に向け、広域的な整備を施策誘導するため、また、山間部や離島を抱える地域における救急医療体制の確保を行うため、次の条件をいずれも満たす場合においては、特例措置として、運航実績に応じた補助基準額の引き上げを行うこと。

・ 複数の都道府県に跨る広域的な運航を行う場合

・ 陸路搬送に時間を要する山間部や離島を運航対象とする場合

広域移流等に伴う感染の上昇に対して、感染度の高い日平均値の予測手法などを検討し、必要に応じて暫定指針を見直すこと。

また、国民の日々の行動のための有効な予測につなげていくため、高精度が予想される場合の全国統一的な基準での前日予測の実施など、更なる注意喚起の手法を検討すること。

5 常時監視体制の充実に向けた財政支援

国民の不安を解消するためには、感染の測定データによるより精度の高い注意喚起の的確に行う必要があり、常時監視体制の充実を図るための測定機の増設については、短期的に多額の財政負担を伴うため、国が財政的支援を行うこと。

XIV 新型コロナウイルス対策等の強化

【担当省庁】内閣官房、厚生労働省、農林水産省

新型コロナウイルス等対策特別措置法及び新型コロナウイルス等対策政府行動計画に基づき、広域連合構成府県市では府県市行動計画の策定を行っているところである。

については、新型コロナウイルス等の発生に備えた対策を強化し、発生時の迅速な対応に資するため、次のとおり提案する。

1 強毒性新型コロナウイルスへの備えの強化

- (1) 国立病院等の休床病床等（休止中の結核病床等）活用による病床の確保や、府県市が行う防疫、検査、搬送、入院・外来医療機関の確保への支援など、集団発生時の医療、搬送、検査体制を確保すること。
- (2) 国や府県の要請により休業措置等を行った介護施設など社会福祉施設等への支援を行うこと。
- (3) 府県の要請等に応じて医療の提供をする医療関係者が、医療機関の管理者として患者と直接接する事務職員等を雇用した場合には、要請の医療関係者以外であっても補償をすること。
- (4) 必要量のワクチン及び不足のない十分な流通量を、国の責任において確保すること。
- (5) 指定地方公共機関は、地域における国民生活及び経済の安定に欠かせない機関であることから、特定接種の目的に照らし、都道府県が指定した全ての指定地方公共機関を特定接種の対象とすること。
- (6) 新型コロナウイルス発生段階の早い時期に、予防接種を優先的に接種する者を具体的にかつ明確に示すこと。
- (7) 接種は、全国的に実施されることから、広域的な接種体制として、接種料金と支出事務などの接種事務について具体的に接種基準や指針を早急に示すこと。
- (8) 住民接種にかかる必要経費については、国において全額財源確保を図ること。
- (9) 備蓄用抗インフルエンザウイルス薬の備蓄については、小児への処方に適した備蓄用タミフルドライドシロップ（使用期限7年）が発売されたことから、これを備蓄薬剤の一つとし、幅広い年齢層に対応するとともに、予防投与用として、他の薬剤についても備蓄の検討を行い、備蓄薬剤の多様化を進めること。また、それら備蓄薬剤の更新・廃棄・保管にかかる経費を全額、国が負担すること。
- (10) 指定地方公共機関指定の医療機関がDPC評価の検討対象になっていることをふまえ、新型コロナウイルス発生時に医療提供にかかる業務継続の努力義務が課され

XV 東日本大震災に関する被災地支援等

【担当省庁】内閣府、復興庁、総務省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省

災害発生から3年が経過し、復興に向けた取り組みをますます加速させていくことが求められている。現在、多くの被災者が仮設住宅や避難所での生活を強いられ、高台移転や土地区画整理事業等を一層促進して、住宅復興をはじめとする被災者の生活復興をより加速させていくことが必要であることから、次のとおり提案する。

1. 東日本大震災の復興状況に応じた支援対策

本格的な復興を進めていく中においては、新たな都市計画に基づきまちづくりや、道路や防波堤等のインフラ整備を進める一方、コミュニティづくりや高齢者の見守り活動の支援などを続けていく必要がある。

このため、被災地での心のケア・福祉・まちづくり等に関する民間の専門家、NPO・ボランティアの支援活動や被災地から各府県へ避難している方に対する支援等が円滑に進むよう、必要な財政措置を講ずること。

2. 被災地復興のさらなる推進

高台移転先の利用地確保や土地区画整理事業における住民合意など、多くの課題を抱える中、集団移転促進事業の対象区域外の浸水エリアの住宅再建については、各被災地地方公共団体が独自に支援策を検討していることに加え、集団移転後の市街地の利活用方策など、復興まちづくりの取組を加速させるためにも、国において必要な対策を講ずること。

また、災害復興公営住宅の整備に関して、引き続き必要な予算措置を講ずること。

3. 被災地地方公共団体の職員不足に対する支援対策

復興事業の進捗に伴う、被災地地方公共団体、特に沿岸市町村における職員不足の状況は深刻であり、先を見通せないものであることから、任期付職員の任用等による独自の職員採用、自治体間の職員応援等だけでは補うことができない状況である。

このため、自治体職員だけでなく、国家公務員の派遣等も考慮に入れた抜本的な支援対策を講ずること。

なお、関西広域連合をはじめとした自治体間の職員派遣に関しては、引き続き必要な

ている登録事業者についても、初診料等診療報酬加算ができる対象とすること。

(11) 検疫体制について、大阪検疫所管内の全ての検疫所に検疫官を常駐させ、体制強化を図ること。

2. 円滑かつ効果的な社会活動制限の実施

緊急事態宣言時の措置として都道府県知事が行う施設の使用制限等について、緊急時に円滑かつ効果的な実施が行えるよう、政府対策本部の基本的対処方針で定められることとなる国の基準を予め明らかにすること。

また、緊急事態宣言によらない場合であっても、学校等の臨時休業や集会・イベントの自粛要請等について地方公共団体がその流行状況に応じて適切に判断ができるよう、国において一定の方針等を示すこと。

3. 鳥インフルエンザの家畜伝染病対策の強化

家きんでの発生状況や当該ウイルスの遺伝子性状等の分析を進め、家きん防疫対策の強化を図ること。

人への感染リスクが高まっている家きんの鳥インフルエンザが家きんで発生した場合には、家きんの殺処分などの防疫作業従事者に当該インフルエンザに係るアムバンデミックワクチンが接種できるよう配慮すること。

財政措置を講ずること。

4 遠隔避難者に対する支援対策

被災者の避難先は全国に及び、関西広域連合構成各府県内においても、依然、約3,800人以上が避難している。

被災地の早期復興を支援する一方、県外避難者に対しても、自主避難者を含め、県内避難者と同様の支援措置を講ずること。

また、遠隔避難者の所在地を把握することができよう、全国避難者情報システムの登録を促すなど、積極的な広報に努めること。

5 風評被害対策

農林水産物の輸出に関して、放射性物質の検査証明書等の提出等の輸入制限が今なお継続され、輸出事業者にとっては大きな負担となっている。そのため日本の農林水産物の安全性に関する正確な情報発信、積極的な広報などに努めること。

また諸外国の輸入規制がWTO協定に抵触していないかを精査し、問題がある場合は国際ルールに基づきWTOの紛争解決手続きに従って解決すること。

XVI 関西ワールドマスタースターズゲームズ 2021 への

支援

【担当省庁】文部科学省、観光庁

東京オリンピック・パラリンピックの翌年2021年、関西の広い地域を会場に、生涯スポーツの国際総合競技大会であるワールドマスタースターズゲームズが開催される。

我が国が超高齢社会を迎えようとしている今日、この大会を開催することは、生涯スポーツの普及と振興に加え、健別志向の活力ある高齢社会の実現、スポーツツーリズムを通じた地域の活性化と観光関連産業の拡大、関西・日本の文化の発信と国際交流の促進など、関西地域のみならずスポーツ立国をめざすわが国にとって多くの意義がある。

今後、地元関西においては、各府県市等の意向を踏まえて競技ごとの開催地を検討していくものであるが、大会の開催については関西広域連合として合意して進めている。既に関西広域連合の全府県市で関西独自のマスタースターズ大会を開催するなど、気運醸成を図っている。

ついでには、この大会の成功に向け、次のとおり提案する。

1 準備段階からの国等による財政支援

ワールドマスタースターズゲームズの開催にあたっては、最小のコストで最大の効果が得られるよう計画するものであるが、オリンピック等と異なり放映権収入も期待できず、非業収入には限界があることから、大会を成功に導くためには、行政としても必要な支援を行い、万全の資金計画で臨む必要がある。

ついでには、関西では、官民協力のもとでの資金確保に努めるが、国においても、新たな補助制度の創設を含め、スポーツ振興くじを積極的に活用した最大規模の助成等、非前の盛り上げ事業などの準備段階から大会運営にいたる必要な財政支援及び税制上の優遇措置等を行うこと。

このための国、政府挙げての理解と支援を求める。

2 組織委員会への参画と大会開催への協力・支援

ワールドマスタースターズゲームズは国際大会であり、大会の運営はもとより、その準備段階から、国や全国的なスポーツ団体、各種競技団体等の協力・支援が不可欠である。

ついでには、本年9月には、準備委員会を改組して組織委員会を設立する予定であるが、国や関係団体の組織委員会への参画と大会開催への積極的な協力・支援を行うこと。

3 東京オリンピック・パラリンピック等と一体となった国内外の気運醸成

ワールドマスターズゲームズは、スポーツ大会であるとともに、スポーツツーリズムを通じて地域活性化にもつながるものであり、国内外から多くの競技者や関係者が参加することが重要である。

ついでには、国においても、全国、世界が注目する東京オリンピック・パラリンピックや2019年のラグビーワールドカップなどのスポーツイベントと一体的に、関西ワールドマスターズゲームズ2021に向けた積極的な広報活動を展開するなど、国内外における気運醸成に向けた取組を行うこと。

平成 26 年 5 月 22 日
本 部 事 務 局

新たな「国土のグランドデザイン」(骨子)に対する関西広域連合の意見(案)

国土形成計画(平成 20 年閣議決定)策定後の情勢変化を踏まえ、国土交通省が有識者懇談会を設置し、概ね 2050 年を見据えた今後の国土・地域づくりの中長期指針となる新たな「国土のグランドデザイン」(以下、「グランドデザイン」という。)の検討を行っており、3月 28 日に骨子が取りまとめられた。

国土交通省では、今後、この骨子をもとに広く地方の意見を聴取しながら、今夏頃に最終のとりまとめを行い、国土形成計画の見直しにつなげていく予定であることから、以下について強く要請する。

1 国土形成計画の見直しに向けた意見

① 見直しの検討に際しては、まず現計画の検証を行うこと

グランドデザインについて、国土形成計画の見直しにつなげていく予定であるなら、少なくとも見直しの検討に際しては、まず現在の国土形成計画について省庁横断で詳細な検証を行うべきである。

② 地域主導で各ブロックの圏域の将来像を検討し、それをもとに手続きを行うこと

国土形成計画の見直しにつながるグランドデザインの策定については、国土交通省主導で進められているが、本来、グランドデザインの策定、さらに国土形成計画の見直しに向けては、地方分権改革推進の観点から、地域主導で各ブロックの圏域の将来像を検討し、その検討をもとに手続きを行うべきである。

その際には、区域の境界に属する都道府県の取り扱いについては、当該都道府県及び区域構成団体の意見を尊重し、必要に応じ、複数の区域の重複を認めるべきである。

③ 関西広域連合の意見を聴取する場を設け、意見を最大限反映すること

見直しに際しては、現在、国土交通大臣が都道府県・政令指定都市の意見を聴き、計画の案を作成し、閣議の決定を行うこととされているが、この枠組みを超えて、関西広域連合にも十分意見を聴取する場を設け、その意見について最大限反映すること。

④ 次期近畿圏広域地方計画を検討する際は、関西広域連合に策定権限を移譲すること

特に、少なくとも次期近畿圏広域地方計画を検討する際には、広域行政の責任主体が確立されている関西圏域について、府県域を越え調整を図ってきた実績がある関西広域連合に、近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲を行うべきである。

2. ランドデザイン策定についての意見

① 関西広域連合の意見を最大限反映すること

ランドデザインのとりまとめに際しては、広く地方の意見を聴取することとなっているため、関西圏域における広域行政の責任主体である関西広域連合の意見について最大限反映するべきである。

② 近畿圏広域地方計画協議会に、関西広域連合を加えた意見交換の場を開催すること

具体的な手法として、近畿圏広域地方計画協議会幹事会の場を活用した意見交換に留めず、同協議会に『関西広域連合』を加えた意見聴取の場を開催する、又は、関西広域連合委員会において骨子の説明と意見交換を行うべきである。

3. ランドデザインの方向性に関する意見

[総論] ※主として骨子の「理念」に関連して盛り込む或いは明確化すべき意見

(1) 国土形成の基本理念、東京一極集中からの脱却に関して

① 首都圏への人口流入を食い止め、各圏域が多様性を活かし、繁栄する国土を形成すること

骨子では、各地域が主体性を持って個性を発揮し、地域の活力を高め、東京一極集中からの脱却を図ることを打ち出しているが、その一方で、2050年には、約6割の地域で人口が半減以下になり、うち1/3の地域は人が住まなくなるとし、人口が地域的に偏在することについて、時代の潮流として、やむを得ないものと捉え、何ら具体的な対応策についても触れられていない。

地域の活力を高め、東京一極集中からの脱却を図るには、急激な人口減少社会に対し必要な政策を展開し、地方主導で国土構造を変えていくことが必要であり、何より、この人口の地域的偏在に対して、国、地方が協働した総合的な少子化対策を図ることに加えて、女性や高齢者の活躍を視野に入れ、地方自治体は、圏域内の各地域がそれぞれの個性や資源を活かし主体的に地域活性化に取り組むようなしくみを、政策的に構築する必要がある。そして、国はこのような政策に対し、効果的な支援を行うことや、各地域の競争力の向上による繁栄及び格差是正などの環境づくりに努めることが重要である。

ランドデザインにおいては、このような具体的な内容も含め、首都圏への人口流入を食い止め、地方へもどし、各圏域が多様性を活かし、共存・繁栄する国土の形成を図ることが重要である旨、盛り込むべきである。あわせて、関西は、高いポテンシャルを活かし、先導的にこのような活性化に取り組むモデル圏域となりうる可能性があることから、首都圏と並ぶ日本の双眼構造の一翼を担うことを位置づけるべきである。

② 国の事務・権限を地方に移譲し、地方分権のもとに国土を形成すること

各地域が主体性を持って個性を発揮し、地域の活力を高め、東京一極集中からの脱却を図ることを打ち出すならば、出先機関をはじめとする国の事務・権限の地方への移譲が実現され、地方分権のもとに国土を形成することが重要である旨、盛り込むべきである。

③ 効率性、経済性から心の豊かさの追求へ（成熟社会のモデルの提案）

人口減少社会下においては、これまでのような効率性、経済性のみを重視する成長モデルからの転換が問われている。（※国連の世界幸福度報告書 2013 で日本は 43 位）
グランドデザインの検討に際しては、心の豊かさが重視されるべきであり、地域が持つ多様性を活かしながら、量の拡大でなく質の充実をめざす成熟社会のモデルを提案することが必要である旨、盛り込むべきである。

[各論] ※主として骨子の「基本戦略」に関連して盛り込む意見或いは明確化すべき意見

(1) スーパー・メガリージョン(三大都市圏)の形成に関して

① リニア東京～大阪間の全線同時開業など国際競争力の強化につながる取組

スーパー・メガリージョンの形成による国際競争力強化を打ち出すならば、国家プロジェクトとして、リニア中央新幹線東京～大阪間の全線同時開業を実現することについて盛り込むべきである。

また、関西国際空港や国際コンテナ戦略港湾である阪神港の機能強化はもとより、広域的な視点から、主要な関西の空港や港湾の相互連携のあり方を盛り込むべきである。

さらに、有機的に機能する交通ネットワーク形成のため、交通結節点である空港・港湾や主要都市をつなぐ高規格幹線道路等のミッシングリンクの解消、高速鉄道網の整備などについても盛り込むべきである。

一方、阪神都市圏の高速道路料金については、料金体系一元化に向け、関係府県市が国等と積極的に取組を進めており、ハード施策に加えて、このような利用者の視点に立ったソフト施策についても具体的に盛り込むべきである。

② 国土の双眼構造への転換と圏域特性を活かした活性化への支援(特区制度の充実等)

スーパー・メガリージョンの形成によって、東京一極集中が加速することのないよう、関西を首都中枢機能のバックアップ拠点に位置づけるなど国土の双眼構造への転換や、各々の圏域の特性を活かした活性化の取組及びこれらに対する「特区制度」をはじめとした大胆かつ柔軟な規制・制度のさらなる改革を実現する国の支援が重要である旨、盛り込むべきである。

なお、施策推進例に掲げる「首都圏の再構築」の取組は、「東京一極集中からの脱却」と矛盾するのではないか。東西で二極を形成するなど、限定された複数の大都市圏がわが国の成長をけん引すべきであり、「大都市圏の再構築」としてまとめるべきである。

(2) 災害に強い国土の形成に関して

① 広域災害に対する総合的な方策の国家プロジェクトとしての推進

災害に強い国土へのリノベーションは、重要な視点であることから、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震に対して、総合的な方策を国家プロジェクトとして推進すること、特に、2大地震の発生を想定した日本の災害対応、震災後の復旧・復興のシナリオを今から検討し、備えと復興の基本方向を明示しておくこと、さらに首都圏はもとより関西圏域においても、ひとたび被災すれば国家レベルの危機にもつながりかねず、関西経済ひいては日本経済に多大な影響を及ぼすことから、都市部のハード整備の重要性を明確に位置づけるべきである。

② 関西の首都機能のバックアップ拠点への位置づけ

中枢機能、重要インフラのバックアップ確保の観点からも、関西を代替拠点と位置づけたバックアップ体制の早期構築、さらに産業活動の継続性の向上に向け、双眼型・多極型の産業再配置と事業継続性の強化が重要である旨、盛り込むべきである。

③ 多軸型の国土形成の視点からの検討（ミッシングリンク解消、リダンダンシー確保等）

災害に強い国土づくりの観点から、太平洋新国土軸、日本海国土軸などの多軸型の国土形成を実現することが必要であり、日本海側と太平洋側の連携推進を打ち出すとともに、内陸発展に必要な交通・エネルギーなどのインフラ整備を推進する具体的な方策を示すことは重要な視点である。

特に、リニア中央新幹線のみならず全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画に位置づけられた山陰新幹線及び四国新幹線等の整備計画格上げを行うなど高速鉄道網の多重化を進めるとともに、高速交通網のミッシングリンクの解消、日本海側と太平洋側を結ぶ天然ガスパイプラインの整備等によるエネルギー確保の多重化、さらには日本海側と太平洋側港湾の相互補完や機能分担など災害時におけるリダンダンシーの確保の観点を盛り込むべきである。

(3) 人口減少社会に対応した地域構造の再構築に関して

① 集約の是非も含めた居住地集約についての考え方、総合的な施策展開方策

コンパクトな拠点をネットワークで結ぶ地域構造の構築、特に一定の時間軸の中で、誘導策等による「居住地の集約化」は、人口減少社会下における1つの重要な戦略と理解するが、地域の選別など大きな課題がある。

グランドデザインの中で、コンパクトな拠点の規模やネットワークの具体例を明確にすることが必要である。また、そもそも誘導による集約が望ましいのか、集約ではない地域活性化策のあり方など、居住地集約に対する基本的な考え方や具体方針などをより明確にすることが必要である。さらに、地域主導で具体的な地域活性化のイメージを描き、住民参画のもと実現を目指すことが重要であるとともに、各地域の主体的な地域活性化の取組に対し、国全体の問題として、地方自治体の具体

的な施策展開を支援する国の環境づくりが不可欠である旨、盛り込むべきである。

また、具体的に進めるには、道路行政・医療福祉行政など分野を問わず、総合的な施策展開が必要であることから、国出先機関の権限を地方へ移管するべきである。

② 人口減少社会下のライフスタイルモデルの提案(多自然地域等での心豊かな暮らし)

骨子では、サービス機能の集約化・高度化を進め、交通ネットワーク及び情報ネットワークで住民と結び、その後、一定の時間軸の中で、誘導等により、居住地の集約化を図るといった、これまでの延長線上で、あまりに効率性を重視する暮らしの捉え方が目立つ。

効率性を重視するだけでなく、都市部から中山間地域への移住、中山間地域で豊かに安心して暮らせる地域づくりを推進するといった視点もランドデザインに取り入れていくべきである。例えば、小規模集落や中山間地域等において、元気な高齢者をはじめとした人々が、自らの選択に基づき、菜園付住宅や貸し農園などを活用し、自給自足的な自然と共生した暮らしを営み、それが健康長寿や心豊かな暮らしや、さらに災害時対応にもつながるなど、人口減少社会におけるライフスタイルモデルを提案し、盛り込むべきであり、あわせて、このような地域における定住促進、生活支援等のサービス提供、賑わい創出や農業振興など、地域活性化策を地域主導でどう描くか、その具体的なプロセスを示すべきである。さらに、空き家、未利用地などの保全・利活用の方向性や、ICT等の技術革新が地域活性化へどう結びつくか、その可能性についても示すべきである。

③ 暮らしを支え、経済を持続可能にする大都市・拠点都市の戦略的形成

骨子では、大都市圏域のめざすべき姿についての記載があるものの、2050年までに、大都市は他地域よりも急速な高齢化の進行、高度経済成長期に整備したインフラの一斉更新などの多様な課題に向き合う必要がある。

そのことを踏まえ、国民が全国で安心して快適な暮らしを営んでいけるような国土の形成を目指し、人々の暮らしを支え、経済を持続可能にする大都市や各地域の拠点都市を戦略的に形成しなければならない。

そうした基本認識のもとに、大都市・地域の拠点都市のあるべき姿について示すべきである。

④ 高次都市機能連合について、新たな市町村合併につながらないようにすること

生活の拠点となる人口10万人以上の都市から交通1時間圏内にある、複数の市町村からなる人口30万～50万程度の都市圏を高次都市機能連合とし、機能分担・連携することについては、さらなる市町村合併等につながらないようにし、くみを検討すべきである。

なお、検討においては、平成の大合併の十分な検証を行うこと。加えて、合併によって被合併地域の衰退が目立っていることを踏まえ、2050年の社会を想定した場合の国、都道府県、市町村のあり方、特に、大都市自治体のあり方も検討する必要がある旨、盛り込むべきである。

⑤ 離島等に人が住み続ける地域づくりについての方針と最大限の国の支援

農山漁村や離島・半島は、国土管理の拠点となる場所であり、そこに人が住み続ける地域づくりを推進することについては、圏域内の均衡ある地域形成をめざすものであり理解はできるが、人口減少社会下においては難しい。

人が住み続けることが必要な地域とはどのような地域か、農山漁村はすべてなのか、外海の遠距離離島だけなのか、国において、その具体的な方針をより明確化し、その地域については、強力な国の支援を講じる旨、盛り込むべきである。

(4)女性、高齢者、若者、障がい者が活躍できる社会の構築に関して

① ユニバーサルデザインの理念、コミュニティ再構築の方針

政策の連携等によりコミュニティを再構築することは、人口減少社会下の重要な戦略と理解するが、女性や若者が大都市へ流出し、人々が疎に暮らし独居高齢者が増加する地域においては難しい。

「ユニバーサルデザイン」という基本理念を盛り込むとともに、国土形成計画の中で、高齢者介護や生活支援サービス、元気な高齢者の社会参加、子育て支援、若者の就業支援のしくみの具体的な方向など、コミュニティ再構築の方針を明確にし、子ども、女性、若者、高齢者、障がい者が、どんな活動をし、どう支え合うか、地域主導で具体のイメージを描き、住民参画のもと実現を目指すことが重要である旨、盛り込むべきである。

② 女性、高齢者、障がい者の社会参加及び若者の就労支援に対する基盤整備等の推進方策

骨子では、障がい者の社会参加の視点が欠けているため、明示すべきである。

人口減少社会の到来は不可避であり、生産年齢人口の減少が見込まれることも踏まえ、女性、高齢者、若者、障がい者等の多様な主体（人材）一人ひとりが今まで以上に力を発揮し、社会を支える役割を担うことができるようにすることが重要である。

そのため、女性や高齢者が働く環境の基盤整備（テレワークの活用、女性の役員登用率の向上、男性の育児休業の積極的取得促進、定年延長・再雇用制度の充実、ワークシェアリングも踏まえた生きがい就労の仕組づくり等）や社会に旅立つ若者が就職できず、若者をスポイルしてしまう採用システム（エントリーシート式の採用システム、新卒一括採用システム等）の見直しなど、具体的な推進方策を盛り込むべきである。

(5) 観光、エネルギーに関して

① ICTの活用など国際観光の誘客促進策

国際観光は、地域経済に及ぼす影響が大きく、グローバル化する世界経済の中で日本が将来発展のために重要な視点であることから、無料Wi-Fiや外国人旅行者にやさしい観光案内表示の整備など、訪日外国人旅行者受入環境の充実やICTの活用など「空港等における出入国手続きの迅速化・円滑化」の促進など具体的な誘客促進策を盛り込むべきである。

② 再生可能エネルギーの導入目標に基づく施策の推進

再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源であり、日本が安定したエネルギー需給構造を確立するためには必要である。

そのため、中長期的な目標を持って再生可能エネルギーの導入促進に取り組むため、グランドデザインに「再生可能エネルギーの導入目標」を意欲的に盛り込むとともに、これらの目標を達成するために必要な取り組むべき主要施策にしっかりと位置付けるべきである。

はなやか関西・文化戦略会議の設置・検討について

【テーマ：2020年東京五輪等開催に向けた関西文化の内外への発信強化】

平成26年5月22日

広域観光・文化振興局

今年度、有識者等による「はなやか関西・文化戦略会議」を立ち上げ、様々なテーマ等を検討することとしておりますが、このたび、下記のとおり、2020年東京オリンピック・パラリンピックや関西ワールドマスタースゲームズ2021などの開催に向けた関西文化の内外への発信強化について、先行して検討してまいります。

併せて、これらの取組を進めるため、広域観光・文化振興局の体制を整備いたします。

記

1 はなやか関西・文化戦略会議の設置・検討について

(1) 検討テーマ等

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックや関西ワールドマスタースゲームズ2021などの開催に向けた関西文化の内外への発信強化 ⇒ 先行して検討

(2) 検討体制

- 先行して検討するテーマ「東京オリンピック等の開催に向けた関西文化の内外への発信強化」については、文化振興、報道、国際、経済等の分野の有識者10名程度で構成
- 同会議には、有識者のほか、広域連合構成府県市及び福井県、三重県、奈良県、関西経済連合会、近畿地方整備局、関西元気文化圏推進協議会、歴史街道推進協議会等も参加

(3) 検討日程等

- 東京オリンピック等の開催に向けた関西文化の内外への発信強化
 - ・ 6月～9月 会議設置・検討
 - ・ 10月 連合委員会で国に対する要望（政策提案）内容を協議
 - ・ 11月 大会開催基本計画に反映してもらえるよう国に対し要望（政策提案）

(4) 参 考

- 他の検討テーマ等については、随時検討を行う。
 - 次年度以降の事業
 - 欧州連合等における文化政策について研究
 - はなやか関西の文化振興における施策展開 等

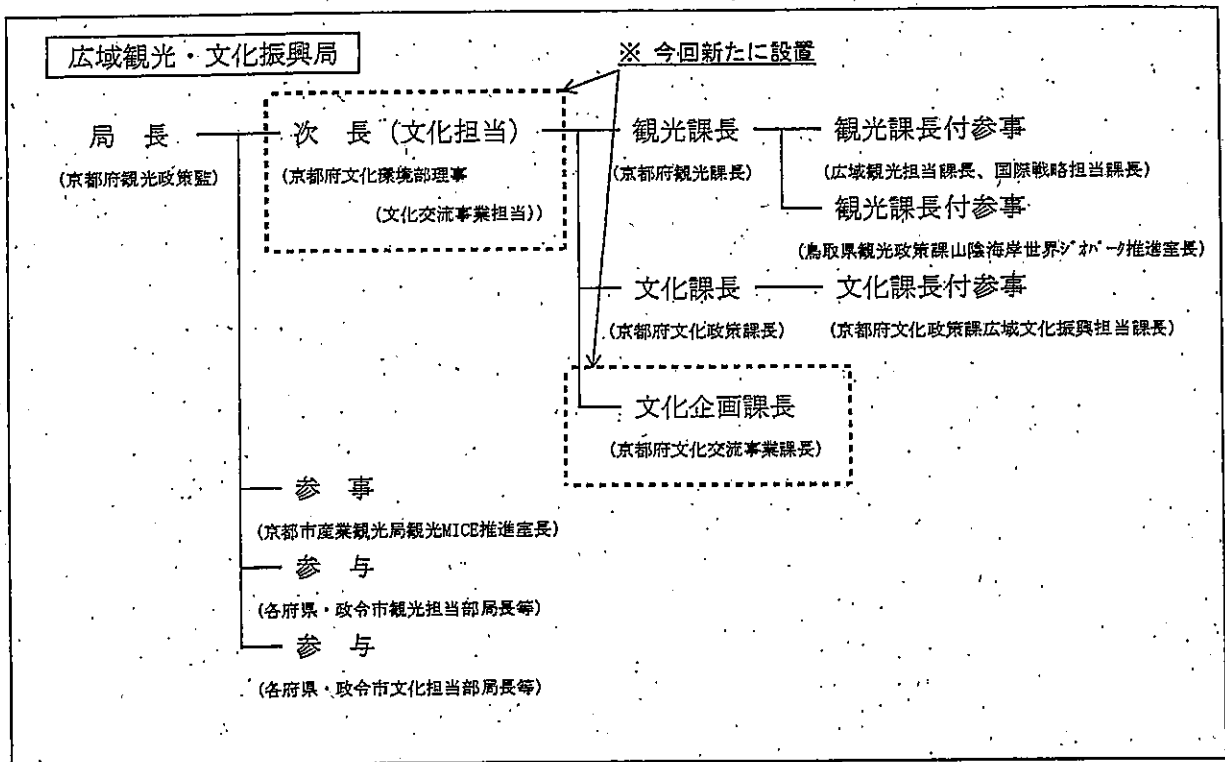
2 2020年東京五輪等開催に向けた関西文化の発信強化のための体制整備について

(1) 改正理由

- 2020年東京五輪等の開催に向けた関西文化の戦略的な発信強化などの取組を進めるため、当課題を専管する体制強化を早急に図る必要があるため。

(2) 組織（案）

- 広域観光・文化振興局に、新たに「次長（文化担当）」及び「文化企画課長」を置く。



(3) 設置時期

- 6月1日

国家戦略特区 指定区域における取組状況について
(国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング結果の概要)

平成26年5月12日
国家戦略特別区域担当大臣 新藤義孝

I. 国家戦略特区において計画されている規制改革メニュー

	東京圏				関西圏			新潟市	養父市	福岡市	沖縄県
	東京都	神奈川県	成田市	大阪府	兵庫県	京都府					
初期メニュー											
都市計画・まちづくり	容積率	◎	◎		◎						
	エリアゾーニング	◎			◎	○			◎		
教育	旅館業法	◎	○		◎		○				
	公設民営学校				○						
雇用	雇用条件	◎			◎			○			
	外国医師	◎	◎		◎	○			◎		
医療	病床	◎	◎	◎	○	◎			○		
	保険外併用		◎	◎	◎	○	◎				
	医学部検討			◎							
歴史的建築物の活用	古民家等		◎			○				○	
	農業委員会							◎	◎		
	信用保証							◎	◎		
	農家レストラン							◎	◎		
	農業生産法人							◎	◎		
主な追加メニュー候補											
外国人の受入れ促進		○	○				○		○	○	
入管・検疫手続の迅速化(民間委託等)		○	○							○	
法人設立手続の簡素化・迅速化	○		○	○							
総合保税地域の要件緩和			○								
労働規制改革(労働時間等)				○							
農業生産法人の要件緩和(出資等)										○	
その他	○	○	○	○						○	

◎：当初の区域計画に記載される見込みが高いもの
○：それ以外のもの

II. 各特区の取組方針

I. 東京圏

〔東京都〕

- ・ 国家戦略特区タスクフォース会議を設置し、「都市再生」関係の事業者について、知事自らヒアリングを実施済み。今後、他の分野についても、関係事業者からのヒアリングを行う予定。また、区市町村や民間事業者等からの提案を基に、その実現等の見通しを踏まえ、順次区域を拡大していく。

〔神奈川県〕

- ・ 早急に区域会議を立ち上げ、規制改革事項として、「医療」関係の初期メニューを積極的に活用し、区域計画のとりまとめに入りたい旨希望。
- ・ 知事が積極的に国家戦略特区について発信。事務的にも、県内全市町村に対し、説明会等で積極的PRを実施し、多くの提案を受け付けているところ。

〔千葉県成田市〕

- ・ 医学部新設の検討をはじめ、「医療」関係の初期メニューを活用する予定。
- ・ また、成田空港関連で、追加の規制改革事項を検討中(総合保税地域等)。

II. 関西圏

〔大阪府、兵庫県、京都府〕

- ・ 早急に区域会議を立ち上げ、6月にも、第一弾の区域計画の内容を示したい。
- ・ 第一弾の内容としては、「医療」「雇用」関係の初期メニューが中心。「都市再生」関係や「旅館業法」の特例も含め、3府県全体で15程度の事業を計画に記載することを検討中。(併せて、熟度の低い事業についても第二弾に向け検討。)
- ・ 3府県の関係自治体、関係事業者のとりまとめに、既存の行政の枠組を活用することも検討中。

Ⅲ. 新潟県新潟市

- ・ 4月9日に、市に「推進本部」を設置。関係事業者等による「推進協議会」(仮称)も、早ければ5月末には設置予定。
- ・ 早急に区域会議を立ち上げ、6月にも、第一弾の区域計画の内容を示したい。区域会議に出席する民間代表についても、具体的検討を進めているところ。
- ・ 第一弾の内容としては、「農家レストラン」等。「農業委員会と市町村の事務分担」については、具体的なルールを検討中。

Ⅳ. 兵庫県養父市

- ・ 早急に区域会議を立ち上げ、6月にも、第一弾の区域計画の内容を示したい。区域会議に出席する民間代表についても、具体的検討を進めているところ(市の出資会社などが候補)。
- ・ 第一弾の内容は、「農業」関係の初期メニューを幅広く活用。「農業委員会と市町村の事務分担」については、具体的なルールを検討中。

Ⅴ. 福岡県福岡市

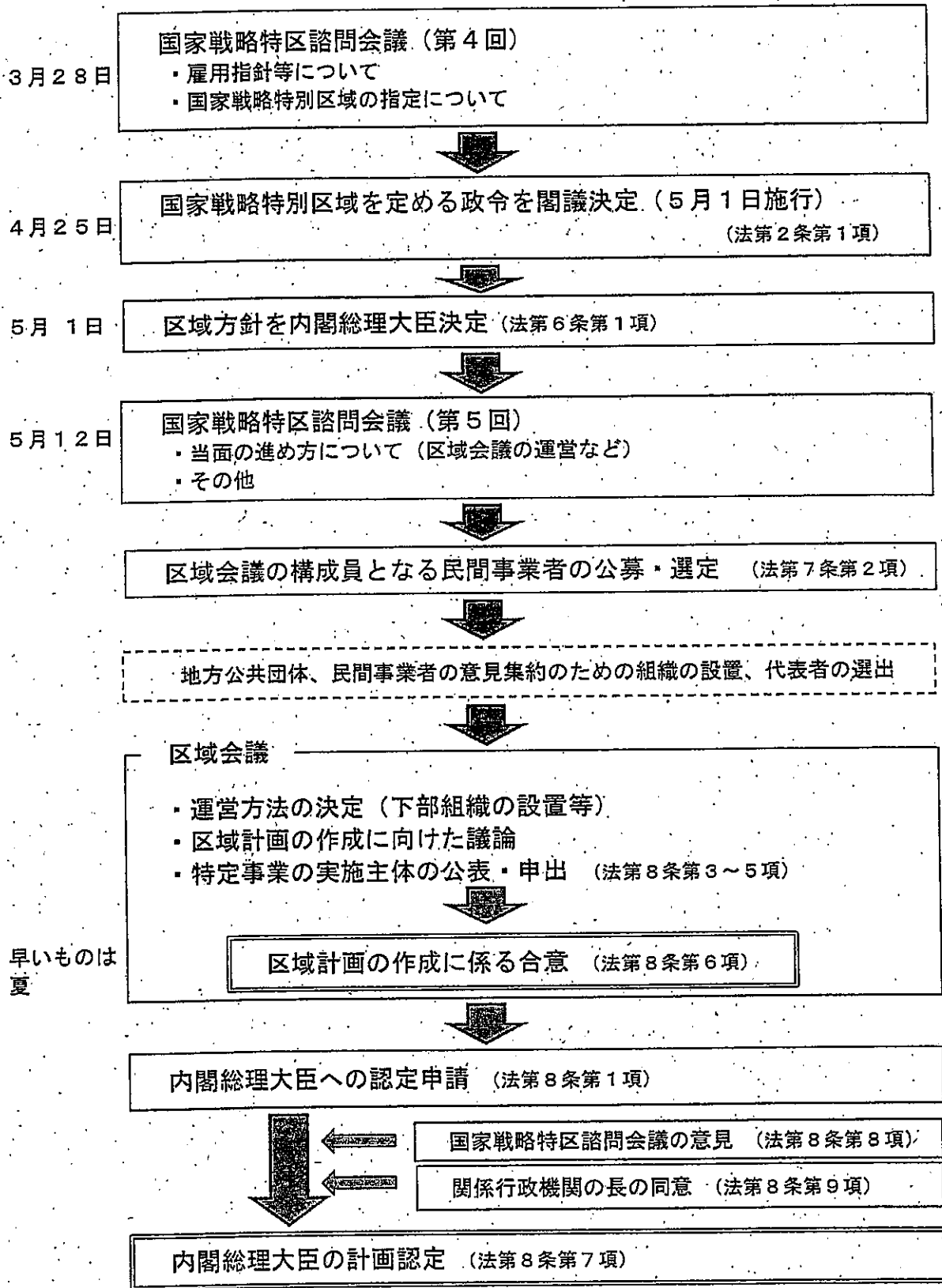
- ・ 4月2日に、市に「推進本部」を設置。民間からの更なる提案も受け付け中。
- ・ 早急に区域会議を立ち上げ、6月にも、第一弾の区域計画の内容を示したい。
- ・ 第一弾の内容は、創業のための「雇用」関係の初期メニュー(雇用労働相談センターによる雇用条件の明確化)を中心に、「エリアマネジメント」関係も含めたもの。

Ⅵ. 沖縄県

- ・ 国際観光拠点の形成に向け、「入管・検疫の手続の迅速化」、「高度人材の受入れ等」の規制改革事項について、協議を開始。検討が進み次第、区域会議の準備に入りたい。
- ・ 初期メニューや新たな規制改革事項について、民間のニーズの把握も含め精査中。

国家戦略特区の当面の流れ

(別添)



早いものは
夏

平成26年5月22日
関西WMG2021事務局

「関西ワールドマスタースゲームズ2021」広報活動等

アジア初の開催となる「関西ワールドマスタースゲームズ2021」の成功に向け、国内における周知と気運の醸成を図るため、大会PRチラシを作成し、関係各方面に配布する。

また、広く民間企業の賛同を得られるよう、まずは関西を中心に企業協賛の募集を行い、大会の多面的・多角的な広報宣伝活動を展開していく。

1 大会PRチラシの作成・配布

(1) 配布枚数 10,000枚

(2) 配布先

- ① 関西マスタースポーツフェスティバル参加者
(5/31第9回ひょうご生涯スポーツ大会総合開会式等)
- ② 各府県市の各種スポーツイベント参加者
- ③ 各府県市の各種スポーツ施設利用者
- ④ その他各府県市・経済団体の各種行事参加者 等

(3) 配布時期

平成26年5月下旬から随時

2 企業協賛の募集

別添のとおり



KANSAI
WORLD MASTERS
GAMES 2021

関西ワールドマスターズゲームズ2021

生涯スポーツの世界大会が 2021年 関西で開催!!

東京オリンピック翌年の2021年、
スポーツ・フォー・ライフを叶える
最高の舞台をめざして、アジア初の
ワールドマスターズゲームズを
関西各地域で開催します。

ワールドマスターズゲームズとは？

国際マスターズゲームズ協会 (IMGA本部: スイスのローザンヌ) が4年ごとに主催し、30歳以上の成人・中高年の一般アスリートを対象とした生涯スポーツの世界最高峰の国際総合競技大会です。1985年に第1回大会がカナダのトロントで開催されてから、これまでに8回の大会が開催され、延べ14万人以上の人々が参加しています。また2010年からは冬季大会も開催されています。能力や年齢を問わず、スポーツを愛する人であれば誰でも参加することができます。

World Masters Games (WMG) の開催地

開催年	開催回	開催国	開催都市
1985年	第1回	カナダ	トロント
1989年	第2回	デンマーク	ヘニング、オールボー、オーブス
1994年	第3回	オーストラリア	メルボルン
1998年	第4回	アメリカ	ポートランド
2002年	第5回	オーストラリア	メルボルン
2005年	第6回	カナダ	エドモンド
2009年	第7回	オーストラリア	シドニー
2013年	第8回	イタリア	トリノ
2017年	第9回	ニュージーランド	オークランド
2021年	第10回	日本	関西地域



スポーツを愛する30歳以上の方なら 誰でも参加できる国際大会です。

- 原則、国ごとの予選はなく登録すれば本大会に出場できます。
- 競技資格や選抜基準はなく、唯一の条件は年齢です。(原則30歳以上)
- 年齢に上限はありません。
- 世界各国から一般アスリート達が集結します。
- 男女・年代別(原則5歳ごと)に競技を開催、各年代別にメダルが授与されます。
- 元プロや元オリンピック選手も参加、キャリアを超えて一般アスリートと競技を行います。
- チームスポーツやバースポーツは多国籍チームでの出場も可能です。
- 同伴者も大会エントリーができ、応援者として参加、参加証明書も発行します。
- 競技者の成績やチームの試合結果はマスターズ大会公認記録として正式に登録され、会場、ホームページで発表します。
- 観光も兼ねて参加する選手が多い、新しいタイプの国際大会です。

競技候補

コア競技	オプション競技
アーチェリー	野泳(硬式・軟式)
陸上競技	ボウリング
バドミントン	ダンススポーツ
バスケットボール	ゴルフ・グラウンドゴルフ
カヌー	ハンドボール
自転車競技	柔道
フィールドホッケー	空手
サッカー・フットサル	ラグビー
オリエンテーリング(縦走)	セーリング
ボート競技	水泳
射撃	ダンス・ソバトダンス
ソフトボール	綱引き
スカッシュ	バレーボール
卓球	
トライアスロン	
ウェイトリフティング	

関西ワールドマスターズゲームズ2021

- 大会日程 2021年5月中旬 約10日間
- 会場 関西一円
- 参加予定者数 約5万人(内2万人は国外選手)

本大会は関西広域連合が招致しました。高齢化社会を迎える今日、関西を生涯スポーツの先進地とし、健康志向の活力ある高齢社会の実現をめざします。またスポーツツーリズムの先進事例として、地域の活性化、関西文化の発信など、関西に多くの成果をもたらします。

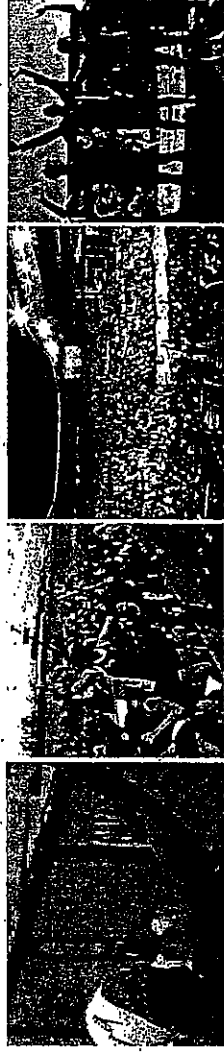


関西ワールドマスターズゲームズ2021事務局

〒530-0005 大阪市北区中之島5丁目3番51号 大阪府立国際会議場11階
TEL 06(4803)5612-5613 FAX 06(6445)8541
<http://www.kansai-wmg2021.org/>

関西ワールドマスターズゲームズ2021

第1期 スポンサーシップのご案内



2014年5月

関西ワールドマスターズゲームズ2021準備委員会

4年に1度開催される、30才以上の一般の成人・中高年のための
国際総合スポーツ競技大会です。

国際マスターズゲームズ協会 (IMGA) ※が主催し、
生涯スポーツ大会の世界最高峰とされます。

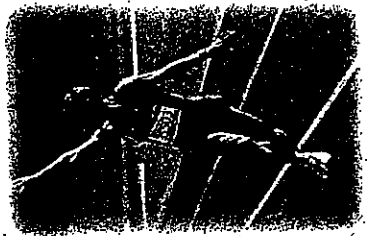
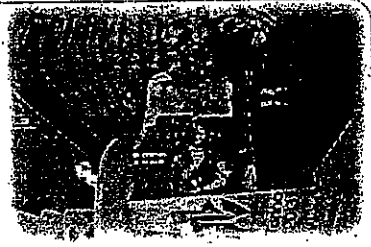
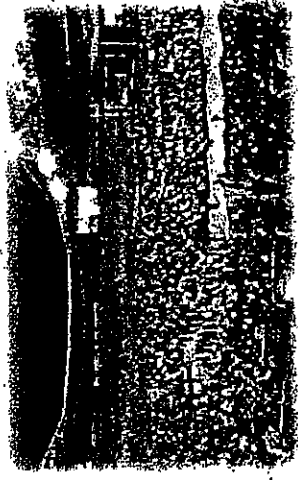
ワールドマスターズゲームズ(WMG)の特徴

- 予選はなく登録すれば大会出場可能。競技資格や選抜基準はなく、唯一の参加基準は年齢のみで上限はなし。
- 約30競技から成るプログラムに複数エントリーすることが可能
- 男女・年別 (通常5才ごと) に種目が行われ、各年代別にメダルが授与される。
- 元プロや元オリンピック選手も出場し、キャリアを超えて一般アスリートと競技を行う。
- チームスポーツやペアスポーツは多国籍チームでの出場も可能
- 平均9日間の大会期間と前後の観光滞在のため、生涯スポーツ大会では最長の滞在期間

※国際マスターズゲームズ協会(IMGA)について



- IMGAは、国際競技団体の協会や各国のオリンピック委員会と同様に国際オリンピック委員会に認定された団体の一つ。本部はスイス・ローザンヌ
- 国際パラリンピック委員会のパートナー団体であり、国際スポーツ連盟加盟団体
- 理事メンバーには、多くのIOCメンバーが参加
- 会長は、カイ・ホルム元IOCメンバー



ワールドマスタースゲームズ(WMG)とは?

ワールドマスタースゲームズとオリンピックの比較

	ワールドマスタースゲームズ	オリンピック
概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則4年ごとに開催されるマスタース世代を対象とした世界規模の国際総合スポーツ競技大会。 ● 2010年から冬季大会も開催されている。 ● 国や地域を背おわず、誰でも参加できる。 ● ツーリズム・イベントとして認知されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 4年ごとに開催される世界のアマチュアのトップクラスを対象とした国際総合スポーツ競技大会。 ● 各国、各地域から代表を選抜して参加する。
統括組織	世界:IMGA ヨーロッパ:EMGA、アジア、日本を統括する組織は現在無し。	世界:IOC 日本:JOC
近年の実施(予定)都市	[夏季] 2002:メルボルン 2005:エドモントン 2009:シドニー 2013:トリノ 2017:オークランド	[夏季] 2000:シドニー 2004:アテネ 2008:北京 2012:ロンドン 2016:リオデジャネイロ
選手の参加条件	無条件、参加料を払った人全員	各国オリンピック委員会(NOC)が選抜
大会規模	選手参加数:95か国、約29,000人(シドニー大会時)	選手参加数:204か国、約11,000人(北京大会時)

過去の大会開催地と大会規模

開催年	開催国	開催都市	参加者数	参加国数
1985年 第1回	カナダ	トロント	8,300	61
1989年 第2回	デンマーク	ヘアニング、オールボー、オーフス(3都市開催)	5,500	76
1994年 第3回	オーストラリア	ブリスベン、クイーンズランド州	24,000	71
1998年 第4回	アメリカ	ポートランド、オレゴン州	11,000	101
2002年 第5回	オーストラリア	メルボルン、VIC州	25,000	97
2005年 第6回	カナダ	エドモントン	22,000	89
2009年 第7回	オーストラリア	シドニー、NSW州	29,000	95
2013年 第8回	イタリア	トリノ	19,000	107
2017年 第9回	ニュージーランド	オークランド	25,000(目標)	
2021年 第10回	日本	関西	50,000以上	

競技種目(57カ種)

- **コア競技(必須) : 16種**
 アーチERY、陸上競技、バドミントン、バスケットボール、カヌー、自転車競技、フィールドホッケー、サッカー(フットサル)、オリエンテーリング(縦走)、ボート競技、射撃、ソフトボール、スカッシュ、卓球、トライアスロン、重量挙げ
- **オプション競技(選択) : 13種**
 野球(硬式・軟式)、ボウリング、ダンススポーツ(エアロビクス・社交ダンス)、ゴルフ(コース・グラウンド)、ハンドボール、柔道、空手、ラグビー、セーリング、水泳、テニス(硬式・軟式)、綱引き、バレーボール

2020年、東京オリンピックで日本中が盛り上がり、日本国内でのスポーツ熱が高まっている翌2021年、「関西ワールドマスターズゲームズ2021」を開催することが決定！アジアで初の開催であり、ワールドマスターズゲームズとしても、過去最大規模の第10回記念大会となります。



開催概要

KANSAI World masters Games 2021

関西ワールドマスターズゲームズ2021

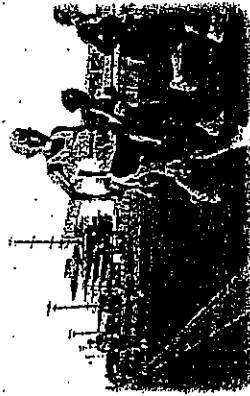
- 開催目的
- 1.生涯スポーツの振興と元気で活力ある高齢社会の実現
 - 2.スポーツリズムを通じた地域の活性化
 - 3.「はなやか関西」の世界への発信
(関西の文化、観光、観光、観光など、関西の優れたコンテンツを発信)



開催日程 2021年5月中旬 10日間

※開催月日は素案。今後決定

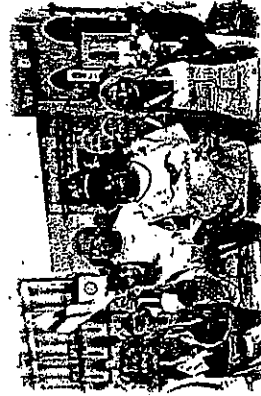
開催エリア 関西各地(検討中)



参加人数(目標) 5万人以上(うち、2万人は外国選手)

参加資格 30才以上の男女

参加料 20,000円(予定)



推進体制 「関西ワールドマスターズゲームズ2021」準備委員会

会長:関西広域連合会長

委員:副広域連合会長、9府県市知事・市長、関西経済連合会会長

大阪・京都・神戸・堺各商工会議所会頭、関西経済同友会代表幹事、

6府県体育協会会長、学識経験者

広報活動第1期では、国内およびアジアにおけるワールドマスターズゲームズの認知拡大を目指す。
 第2期では、2017年オークランド大会・2019年ラグビーWC・ヨーロッパマスターズ大会でのPR活動を核としながら、全世界へのPR活動を行っていく。

	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (平成32年)	2021年 (平成33年)
全体	(9月)組織委員会設立	競技会場検討開始	競技・開閉会式会場決定	オークランド大会開催 (ブリス出展・PR活動)		ラグビーワールドカップ ヨーロッパマスターズ (ブリス出展・PR活動)	東京オリンピック開催	
広報	「ワールドマスターズゲームズ」の浸透期間 (広域連合内、日本全国、アジアに向けて)			オークランド大会・ヨーロッパ大会の 現地PRを核とした、 全世界 & 日本全国へのPR期間			直前告知・ 大会運営での 広報期間	
その他	(12月)開催地契約締結			地区別実行委員会設立		(参加募集開始)	(各種イベントの実施)	
基本構想、基本計画、地区別(競技別)実施計画の策定								

関西ワールドマスターズゲームズ2021開催

第3期

第2期

第1期



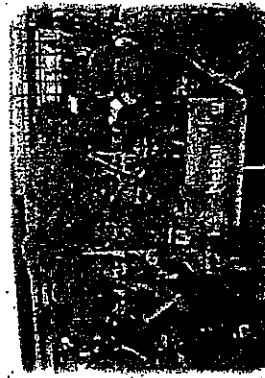
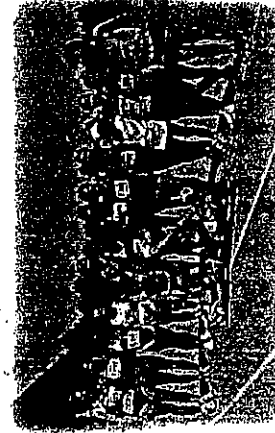
「関西ワールドマスターズゲームズ2021」
第1期(2014年～2016年)における、
メジャーパートナー様を募集します。



協賛プログラム 概要

KANSAI World masters Games 2021

協 賛 期 間 1年～



協 賛 金 額
(消費税別途)

1年契約:7,000,000円

2年契約:6,000,000円 ×2年間

3年契約:5,000,000円 ×3年間

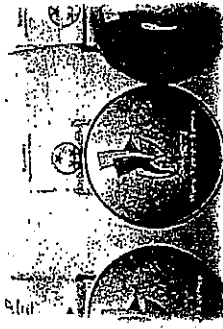
第2期第3期も含めたご契約をいただける場合は金額・内容につき
ご要望に応じ調整させていただきます。

協 賛 領 域

日本国内

そ の 他

一業種一社制度ではありませんが、ご要望があれば調整させていただきます。
スポンサー様の決定に関しては、準備委員会事務局との調整が必要となります
ので、ご了承ください。



1 公式呼称の使用

公式呼称を、協賛カテゴリーの商品・サービスの広告や販促に
関連して使用することができます。

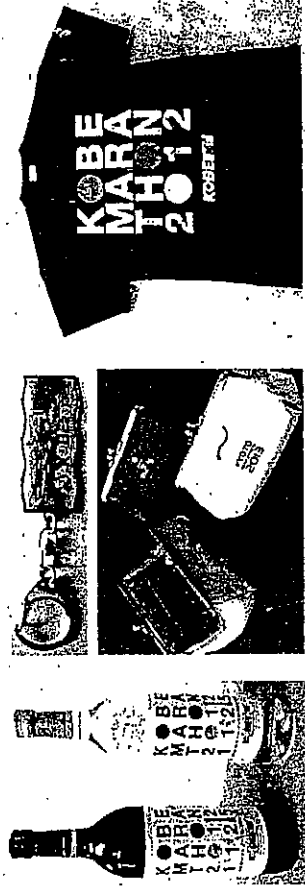
【呼称例】

「〇〇〇〇は関西ワールドマスターズゲームズ2021を応援しています」

2 公式ロゴの使用

公式ロゴマークを、協賛カテゴリーの商品・サービスの広告や販促に
関連して使用する事ができます。

※ロゴ・呼称使用の際は、必ず事務局への事前申請・承認が必要となります。



3 広域連合委員会会場における、WMCPR媒体への
企業ロゴ表示

広域連合委員会会場において、バックボードなどのPR媒体に
御社の企業ロゴを表示いたします。

※毎月1回開催 18時～21時のニュース で放送
概ね3放送局で報道 (30秒程度)



4 自治体公共施設掲示のWMCポスターへの
企業広告表示

自治体公共施設に掲示するWMCポスター
に、御社の社名を表示いたします。

※府庁、県庁、市役所、区役所、
その他公共施設掲示板、スポーツ施設
などに掲示 1万枚以上

※年間3種類のポスターを制作予定



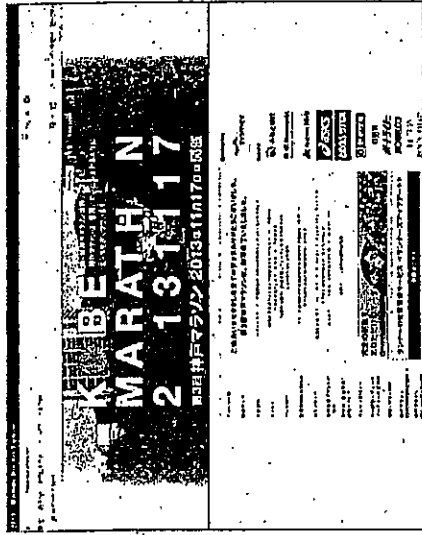
5 公式印刷物への社名表示

公式印刷物(PRパンフレット、チラシなど)に、御社の社名や広告を掲載いたします。



6 公式WEBハナーリンク掲載

WMGの公式ホームページに、御社の企業ロゴを表示いたします。
(構成各府県市のホームページとリンクします。)



7 関西マスタースポーツフェスティバル(関西版マスタース)でのポスター掲示による企業広告表示

- ・関西マスタースポーツフェスティバル(約270大会 約85,000人参加)において広告表示付きのポスターを掲示、広告付きチラシを配布します。
- ・また、今後大きな大会ではPRブースを設置し、協賛企業の特別広告も検討します。

8 競技団体・マスコミ向け説明会での広告表示

- ・広告宣伝の場の例
- ・平成26年7月開催の日本体育協会での競技団体向け説明会
オンラインピック選手ら有名人を起用しマスコミを集めます。
- ・平成26年10月上旬には組織委員会設立記念パーティーを開催し、全関係者にお集まりいただきます。
- ・組織委員会公式ロゴマーク、テーマ曲、ゆるキャラ募集を行います。

9 関西広域連合府県市イベントへの出展

- ・体育イベント、各府県市記念イベント等可能な限りのイベントに参画し、出展も含めあらゆる場でワールドマスターズゲームズPRと協賛企業PRを行います。
- ・祭り、パレード等へも参画します。
- ・関西広域連合の海外観光プロモーション、関係団体の旅行博出展、海外報道機関向け関西紹介ツアー等において海外向けPRを実施します。

10 関西ワールドマスターズゲームズイベントの独自開催

- ・関西各地への展開の後、日本全国へ展開する生涯スポーツ振興イベントを開催します。(講演会、スポーツ教室、映画上映会等今後企画。平成26年度下期から開催)
- ・空港や駅でのPR出展を実施します。

11 第2期パートナーへの優先権

- ・第2期第3期(2017年~2021年)パートナー様募集の際には、優先参画いただきます。
- ・また、第1期に限らずご参画いただけたる企業様には、別途、特別協賛プログラムをご提案します。

お問い合わせ

関西ワールドマスターズゲームズ2021準備委員会
事務局 森

〒530-0005
大阪市北区中之島5-3-51大阪府立国際会議場11階
TEL:06-4803-5612~4 FAX:06-6445-8541
Mail:mori-takeo@kansai-wmg2021.org

関西広域連合トッププロモーションについて

平成 26 年 5 月

広域観光・文化振興局

今年度のプロモーションは、昨今の経済発展が著しく、とりわけビザ緩和により訪日客が大幅に増加しているマレーシアを中心とした東南アジアをターゲットに、大規模な集客の見込める時期・会場（現地商業施設）において、関西観光展及び関西物産展を開催することにより、関西の魅力をアピールし、関西への観光誘客を図ります。

記

1 期 間

平成 26 年 11 月 21 日（金）前後（詳細は今後調整）

2 行き先

マレーシアを含む東南アジア

3 内 容

(1) 関西観光展及び関西物産展

- ・ポスター・パネル展示や動画放映などの関西観光展の実施
- ・イベントステージを設置したトップセールスの実施
- ・生鮮食品を中心とした東南アジアの消費者に向けた関西の食文化PR
- ・イスラム市場に向けた関西の農水産品・加工食料品等の販路開拓・拡大PR

(2) 交流レセプション・旅行会社等へのセミナー

- ・政財界要人を招いた関西の食の提供、関西観光PR
- ・関西とマレーシア等との交流促進に貢献した者の KANSAI 観光大使任命式典
- ・関西観光旅行に係る商品造成等の促進のためのセミナー開催

(3) 表敬訪問

- ・マレーシア等の政府、旅行業協会等への表敬訪問

(4) その他

- ・次期 KANSAI 国際観光 YEAR のテーマを周知・宣伝

「KANSAI 国際観光 YEAR2014」関空旅博連携イベントについて

平成 26 年 5 月
広域観光・文化振興局

「KANSAI 国際観光 YEAR2014」の PR イベントを、「関空旅博 2014」と連携して下記のとおり開催します。

記

1 趣 旨

関西の空の玄関口である関西国際空港で、「関西のアニメ・マンガ等」を活用し、関西の魅力を外国人観光客にアピールする。

2 日 時

平成 26 年 5 月 24 日(土)～25 日(日)

3 場 所

関西国際空港(第 1 ターミナルビル 1 階 案内所を中心に展開)

4 内 容

(1) 「KANSAI 国際観光 YEAR2014」PR ステージ(24 日)

関空旅博ステージにおいて、コナン等のアニメキャラやコスプレパフォーマンスにより「KANSAI 国際観光 YEAR」を PR する。

(2) マンガ・アニメパネル展示(24 日～25 日)

関西国際空港第 1 ターミナルビル 1 階案内所において、関西のアニメキャラと観光地をモチーフとしたパネル展示を実施。

(3) コスプレパフォーマーとの記念撮影会(24 日～25 日)

外国人観光客を対象に、コスプレパフォーマーとの記念撮影会を実施。

(4) 日本酒試飲会(25 日)

外国人観光客を対象に、きき酒師による日本酒試飲会を実施。構成府県市の地酒を試していただく。

平成 26 年度「関西文化の日」の実施について

平成 26 年 5 月 22 日
 広域観光・文化振興局

関西元気文化圏推進協議会との共催により、秋の恒例イベント第 12 回「関西文化の日」を下記のとおり 11 月に実施することとし、来月から文化施設の参加登録を募集いたしますので、ご報告します。

記

- 1 事業概要 関西が誇る長い歴史に培われた豊かな文化資源に、幅広い世代が気軽に接する機会を提供することにより、美術・学術愛好者の増大を図るとともに、圏域外に向けても、文化が息づく関西の魅力を広く、かつ強くアピールし、集客を図るため、関西圏域内の美術館・博物館・資料館などの入館料（原則として常設展）を無料とする。
- 2 実施日 平成 26 年 11 月 15 日（土）、16 日（日）を中心とした 11 月中で実施日を設定
- 3 参加施設 趣旨に賛同し、参加登録いただいた関西 2 府 8 県内の美術館、博物館等文化施設（※通年入館無料施設含む）
- 4 参加登録 6 月 2 日（月）から 8 月 31 日（日）まで
- 5 広 報
 - ◆ポスター、パンフレットを制作し、関係施設に掲出・配架（参加文化施設、小中学校、駅や高速道路サービスエリア等）
 - ◆情報サイト「関西文化.com」で参加施設の情報を紹介
 - ◆今年度新たに P R ステッカー（再剥離式）を制作し、参加文化施設の受付窓口等に貼付
- 6 主 催 関西広域連合、関西元気文化圏推進協議会

関西から



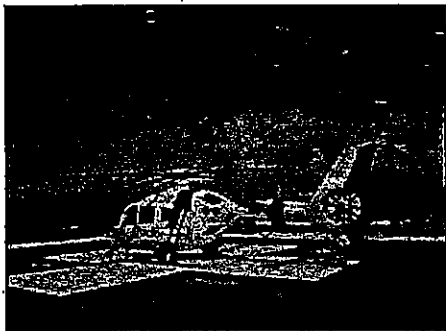
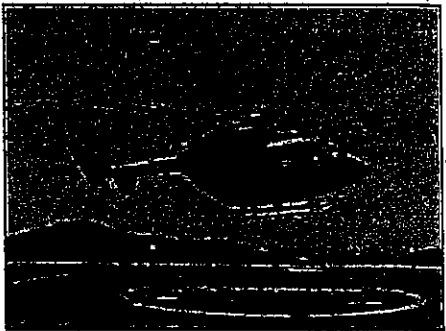
ドクターヘリ事業の取組について

平成26年5月22日
 広域医療局

関西広域連合管内において、複数機のドクターヘリが補完し合う相互応援体制の充実を図るため、このたび、「徳島県ドクターヘリ（KANSAI 藍・バード）」と「高知県ドクターヘリ（勇気の花号）」との間で「相互応援協定」を締結することとなった。

今後、各運航会社によるヘリポート調査及び運航訓練等を行い、7月中旬に相互乗り入れを開始予定である。

調印日：平成26年6月3日（火）

	徳島県ドクターヘリ (KANSAI・藍バード)	高知県ドクターヘリ (勇気の花号)
		
基地病院	徳島県立中央病院 (徳島市蔵本町)	高知医療センター (高知市池)
出動範囲	みよし広域連合消防本部管内 (三好市、三好郡東みよし町) 人口：44,995人 面積：844.03km ²	室戸市消防本部管内 (室戸市、安芸郡東洋町) 人口：18,157人 面積：322.40km ²
ヘリの要請順位	①徳島県ドクターヘリ ②高知県ドクターヘリ ③徳島県消防防災ヘリ	①高知県ドクターヘリ ②徳島県ドクターヘリ ③高知県消防防災ヘリ

(人口・面積：平成22年国勢調査による)

関西広域連合議会 6月臨時会の開催（案）について

1 日 時

平成 26 年 6 月 28 日（土） 午後 1 時から午後 5 時 4 時間

2 場 所

大阪国際会議場 イベントホール E
大阪市北区中之島 5 丁目 3 番 51 号

3 出席者

広域連合議会議員 36 名

理事者側として、広域連合長、副広域連合長、広域連合委員会委員（各知事及び各市長）、本部事務局長、分野事務局長等

4 想定される内容

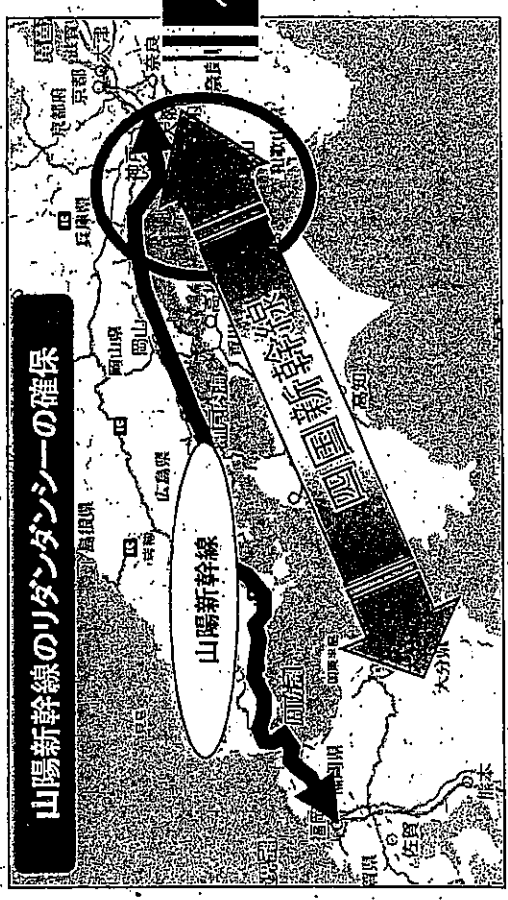
- ・ 議長及び副議長の選挙
- ・ 監査委員（広域連合議員）の選任
- ・ 関西防災・減災プラン（風水害対策編）を定める件
- ・ 関西防災・減災プラン（感染症対策編）（新型インフルエンザ等）を定める件
- ・ 関西防災・減災プラン（感染症対策編）（鳥インフルエンザ・口蹄疫等）を定める件
- ・ 一般質問

5 その他

本会議の開会に先立ち、6 月 21 日（土）に、全員協議会が開催され、議会運営に関する協議等が行われる予定。

四国新幹線の意義とシンポジウムの開催について

I. 「リダンダンシーの確保」と「二眼レフ構造の構築」



山陽新幹線のリダンダンシーの確保

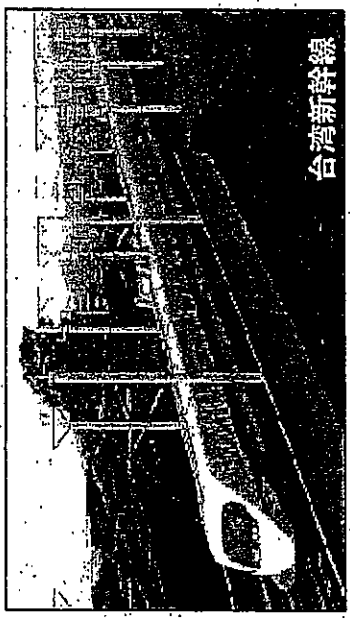


II. 世界最高水準の新幹線技術による「日本の再生」

最新の土木技術と免震・制震技術による新幹線技術
四国を実績フィールドに世界へ

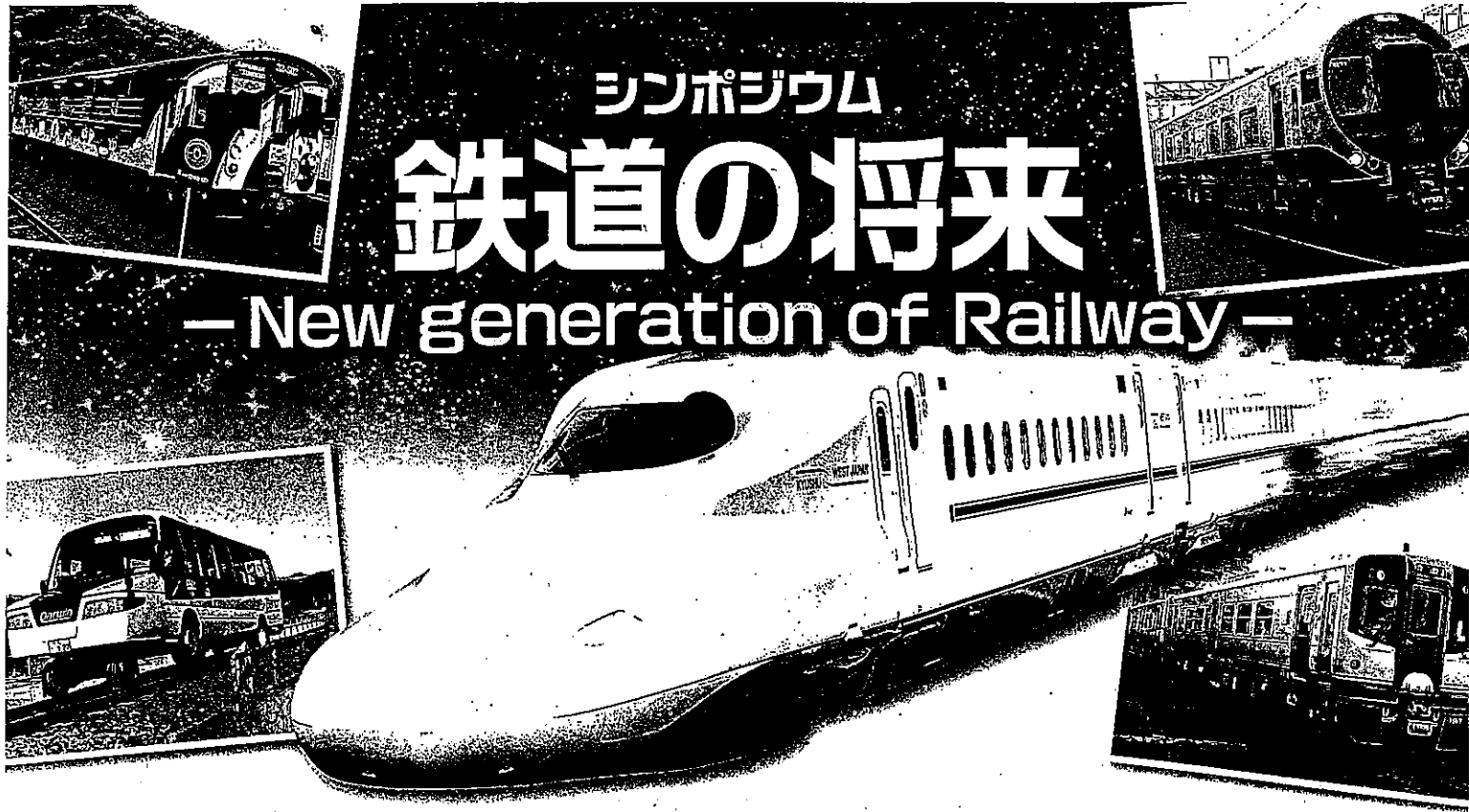


『成長戦略』の柱



『四国新幹線』の
実現に向け

◆シンポジウム◆
『鉄道の将来 - New generation of Railway -』を開催



シンポジウム


鉄道の将来

— New generation of Railway —

日時 平成26年 **6月15日** (日) **14:00** ~ (開場13:00)

会場 **ホテルクレメント徳島「クレメントホール」(4階)**

徳島市寺島本町西1丁目61番地


 <第1部>

基調講演 『国土強靱化と四国新幹線構想』

藤井 聡

内閣官房参与
京都大学大学院工学研究科教授



 <第2部>

パネルディスカッション

『鉄道の将来 — New generation of Railway —』

[コーディネーター] 飯泉 嘉門 (徳島県知事)

[パネリスト] 藤井 聡 (内閣官房参与/京都大学大学院工学研究科教授)

仁坂 吉伸 (和歌山県知事)

泉 雅文 (四国旅客鉄道株式会社代表取締役社長)

樫本 孝 (徳島県議会地域公共交通活性化促進議員連盟会長/吉野川商工会議所会頭)



※事前申込制 (裏面参照)

当日、空席がある場合は事前申込がない方もご参加いただけます。

 <関連企画>

鉄道パネル展/初夏の夜のジャストレイン (平成26年6月14日運行)

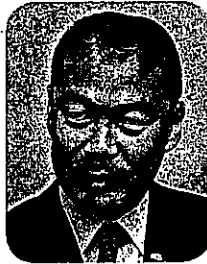
主催：徳島県/一般財団法人自治総合センター
 共催：徳島県商工会議所連合会/徳島県商工会連合会/徳島県中小企業団体中央会/徳島県経営者協会/一般社団法人徳島経済同友会
 後援：総務省/徳島県市長会/徳島県町村会 協力：四国旅客鉄道株式会社/阿佐海岸鉄道株式会社

JR徳島線全線開通 100 周年という節目の年を迎えるにあたり、新幹線やDMV (デュアル・モード・ビークル)、自己充電型バッテリー電車など新たな鉄道のあり方を通して、鉄道の将来を皆さまで考え、今後とも地域に愛される鉄道の発展を目指すことを目的に開催します。

<第1部> 14:05 ~ 14:50

基調講演

**「国土強靱化と
四国新幹線構想」**



藤井 聡

内閣官房参与 (防災・減災ニューディール政策担当)
京都大学大学院工学研究科教授

京都大学工学部卒業後、同大学助教授、東京工業大学教授等を歴任し、平成 21 年から現職。平成 23 年から同大学レジリエンス研究ユニット長、平成 24 年 12 月から内閣官房参与 (防災・減災ニューディール政策担当)。文部科学大臣表彰など受賞多数。著書「救国のレジリエンス」「列島強靱化論」「新幹線とナショナリズム」など多数。

<第2部> 15:00 ~ 16:20

パネルディスカッション

「鉄道の将来 - New generation of Railway -」

[コーディネーター] ◎飯泉 嘉門

[パネリスト] ◎藤井 聡 ◎仁坂 吉伸 ◎泉 雅文 ◎榎本 孝



飯泉 嘉門

徳島県知事

東京大学法学部卒業後、自治省 (現：総務省) 入省。財政局公営企業第一課公営企業経営企画官、自治税務局企画課税務企画官などを歴任後、徳島県商工労働部長、県民環境部長を経て、平成 15 年 5 月から現職。



仁坂 吉伸

和歌山県知事

東京大学経済学部卒業後、通商産業省 (現：経済産業省) 入省。生活産業局総務課長、経済企画庁長官官房企画課長、製造産業局次長を歴任後、ブルネイ国大使、社団法人日本貿易会専務理事を経て、平成 18 年 12 月から現職。



泉 雅文

四国旅客鉄道株式会社
代表取締役社長

京都大学法学部卒業後、日本国有鉄道入社。四国旅客鉄道株式会社人事課長、会計課長、旅行事業部業務課長、経営企画室長などを歴任後、取締役財務部長、常務取締役営業部長、常務取締役総務部長、代表取締役専務総務部長を経て、平成 22 年 6 月から現職。



榎本 孝

徳島県議会
地域公共交通活性化
促進議員連盟会長

吉野川商工会議所会頭

大阪経済大学経済学部卒業後、阿波ハラス株式会社入社。平成 4 年、鴨島商工会議所 (現：吉野川商工会議所) 会頭に就任。徳島県議会議員には平成 3 年に初当選 (現在通算 5 期目) し、副議長、議長などを歴任。平成 26 年 3 月、関西広域連合議会議員に選出。

■申込方法

1. 徳島県電子申請・届出システムからお申し込み

・電子申請・届出システム URL <https://www.e-tetsuzuki99.com/eap-jportal/PkgNaviDetail.do?lcd=360007&pkgSeq=198856>
(携帯電話は QR コードを読み込むことで申込サイトにアクセスできます)

2. 下記の必要事項を電話 (088-621-2127) 又はファクシミリ (088-621-2832) もしくは E-Mail (koutsuusenryakuka@pref.tokushima.lg.jp) からお申し込み



■お問い合わせ

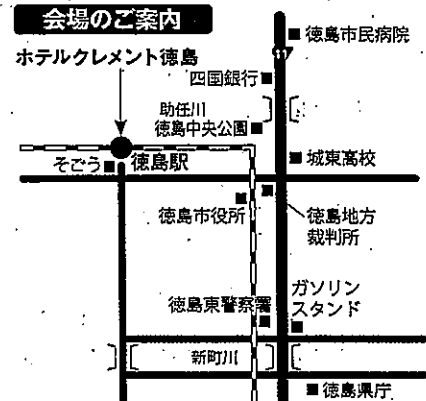
徳島県県土整備部運輸総局交通戦略課
徳島県政策創造部総合政策課

TEL 088-621-2127
TEL 088-621-2196

申込書・会場案内

1. 氏名
2. 所属団体名 (法人の方)
3. 連絡先
4. 参加人数

※席に限りがございますので、事前にお申し込みのない方は会場に入場できない場合があります。
※今回の申込によって取得した個人情報は、当シンポジウムに係るご連絡又は参加確認以外には使用しません。
※やむを得ぬ事情により開催を変更・中止する場合があります。



■ホテルクレメント徳島 (4階 クレメントホール)

<電車でお越しの方 (JR 線)> JR 徳島駅 (直結)
<バス (高速バス) でお越しの方> 徳島駅前バスターミナル下車
<お車でお越しの方>
【関西方面から】神戸淡路鳴門自動車道 (鳴門 IC) から国道 11 号を徳島方面へ約 30 分
【高松方面から】高松自動車道 (鳴門 IC) から国道 11 号を徳島方面へ約 30 分
【松山・高知方面から】徳島自動車道 (徳島 IC) から国道 11 号を徳島方面へ約 15 分
周辺駐車場の混雑が予想されますので、ご来場の際はなるべく公共交通をご利用ください。